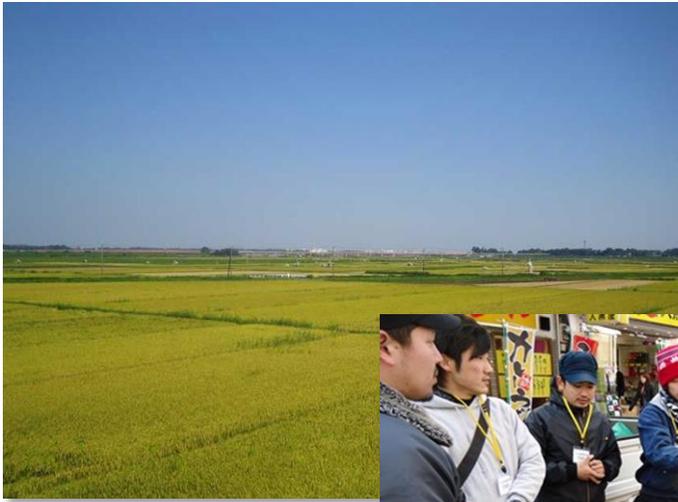


柏市都市農業活性化計画

【平成 27→31 年度】



柏市農政課

平成 27 年 3 月

目次

| | |
|--------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって..... | 1 |
| 1 計画の目的..... | 1 |
| 2 計画の期間..... | 1 |
| 3 計画の位置づけ..... | 2 |
| 4 計画の策定体制..... | 3 |
| 第2章 柏市農業の現状と課題..... | 5 |
| 1 前計画の総括..... | 5 |
| 2 農業を取り巻く環境..... | 7 |
| 3 柏市農業の現状..... | 10 |
| 4 柏市の農業の重点課題..... | 16 |
| 第3章 計画の方向性..... | 17 |
| 1 柏市農業の将来像..... | 17 |
| 2 農業振興の方向性..... | 17 |
| 3 施策の体系..... | 18 |
| 4 計画の推進体制..... | 19 |
| 第4章 農業振興に向けた事業の計画..... | 23 |
| 1 農地の生産性の向上..... | 23 |
| 2 経営力の強化..... | 26 |
| 3 営農環境と社会的機能の維持..... | 28 |
| 4 消費者への販売促進..... | 31 |
| 5 バイヤーへの販売促進..... | 34 |
| 第5章 重点プロジェクト及び新規事業の展開イメージ..... | 35 |
| 1 重点プロジェクト..... | 35 |
| 2 新規事業の概要..... | 42 |
| 資料編..... | 51 |
| 参考 用語集..... | 51 |
| ■都市農業振興審議会委員名簿..... | 53 |

[本文中の※印は、参考用語集をご参照ください。]

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の目的

柏市では、平成 22 年度から、柏市都市農業活性化計画に基づき、～さまざまな「つながり」と都市資産を活用した、生業として魅力的な農業づくり～を目標として、各種の事業を展開してきました。

この間、柏市の農業は、新規就農や他産業からの参入が進むなど、若手の就農が進む一方、農業従事者の減少、都市化による生産環境の悪化、畑地を中心とした耕作放棄地の拡大等、農業を取り巻く状況は、より一層厳しいものとなっています。

また、農業を取り巻く環境も変わりました。平成 30 年度を目途に、昭和 46 年から続いてきた生産調整（減反政策）の廃止が決まり、水田農業は主食用米以外の生産を拡大する等、需要に対応した経営が求められます。さらに、食の安全・安心志向の高まり、六次産業化・地産地消法、経営安定所得対策、地理的表示法等の法制度の整備により、規模の拡大、ブランド化、多角化等、農業経営の拡大にチャレンジしやすい環境も整いつつあります。

こうした中、柏市の農業と農業を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、柏市の農業振興に向けた指針として、都市農業活性化計画を改定しました。

2 計画の期間

計画期間は、都市農業活性化計画と総合計画の整合性を確保するため、平成 27 年度～31 年度までの 5 年間とします。

計画期間

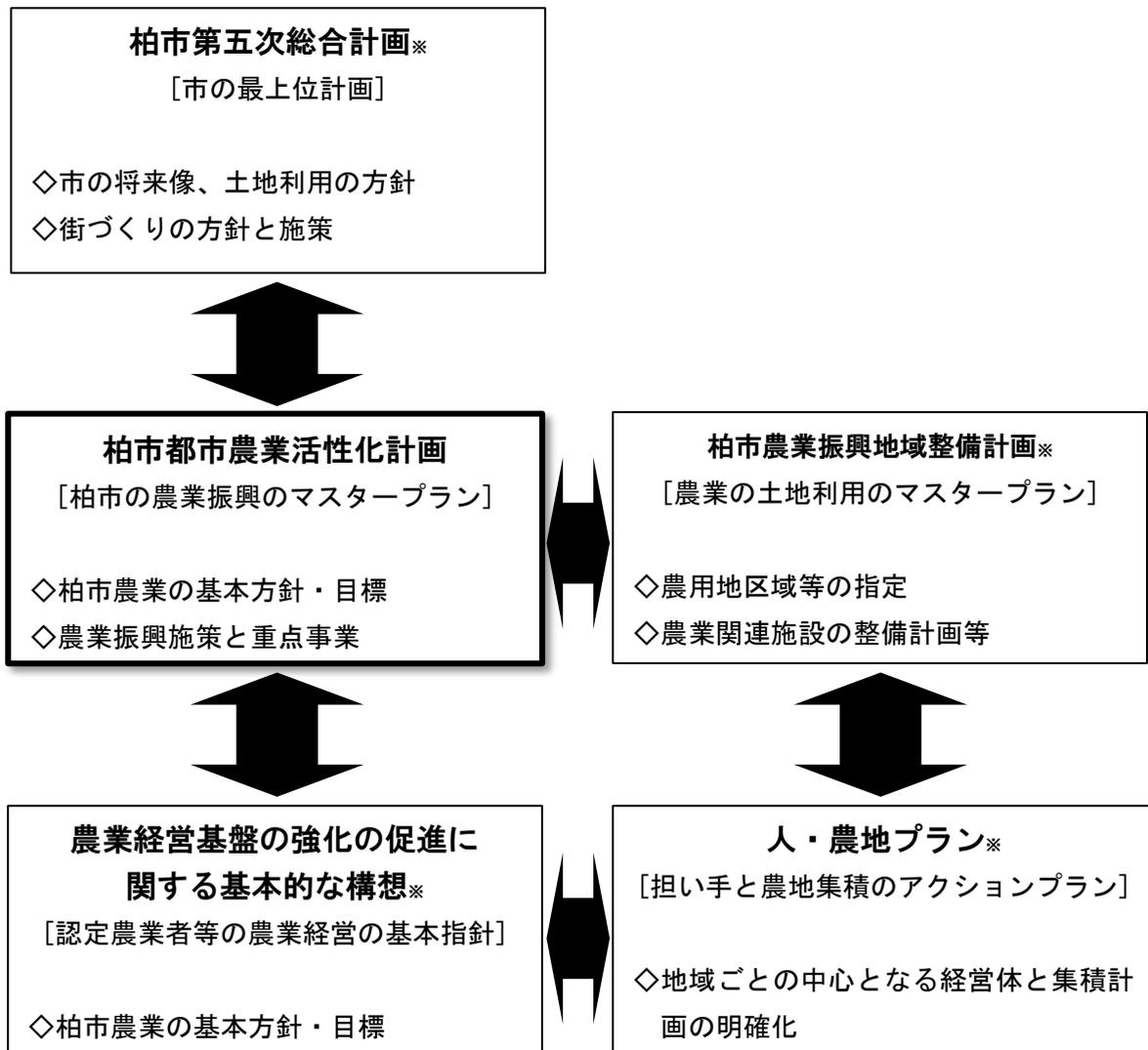
| | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | |
|-----------|-----|-----|------|-------|-----|-----|-----|-----|--|
| 都市農業活性化計画 | 調査 | 策定 | 5 年間 | | | | | | |
| 総合計画基本計画 | 調査 | 調査 | 策定 | 5 年間 | | | | | |
| 総合計画基本構想 | 調査 | 調査 | 策定 | 10 年間 | | | | | |

3 計画の位置づけ

柏市都市農業活性化計画は、市の総合計画の下に位置付け、かつ、農業分野の最上位に位置する市の農業振興のマスタープランとします。

農業振興地域整備計画、経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、人・農地プラン及びその他の農業関連計画は、柏市都市農業活性化計画の推進に向けた土地利用、担い手の確保及び農業振興施策の推進に関する指針やアクションプランと位置付けるものです。

都市農業活性化計画の位置づけ

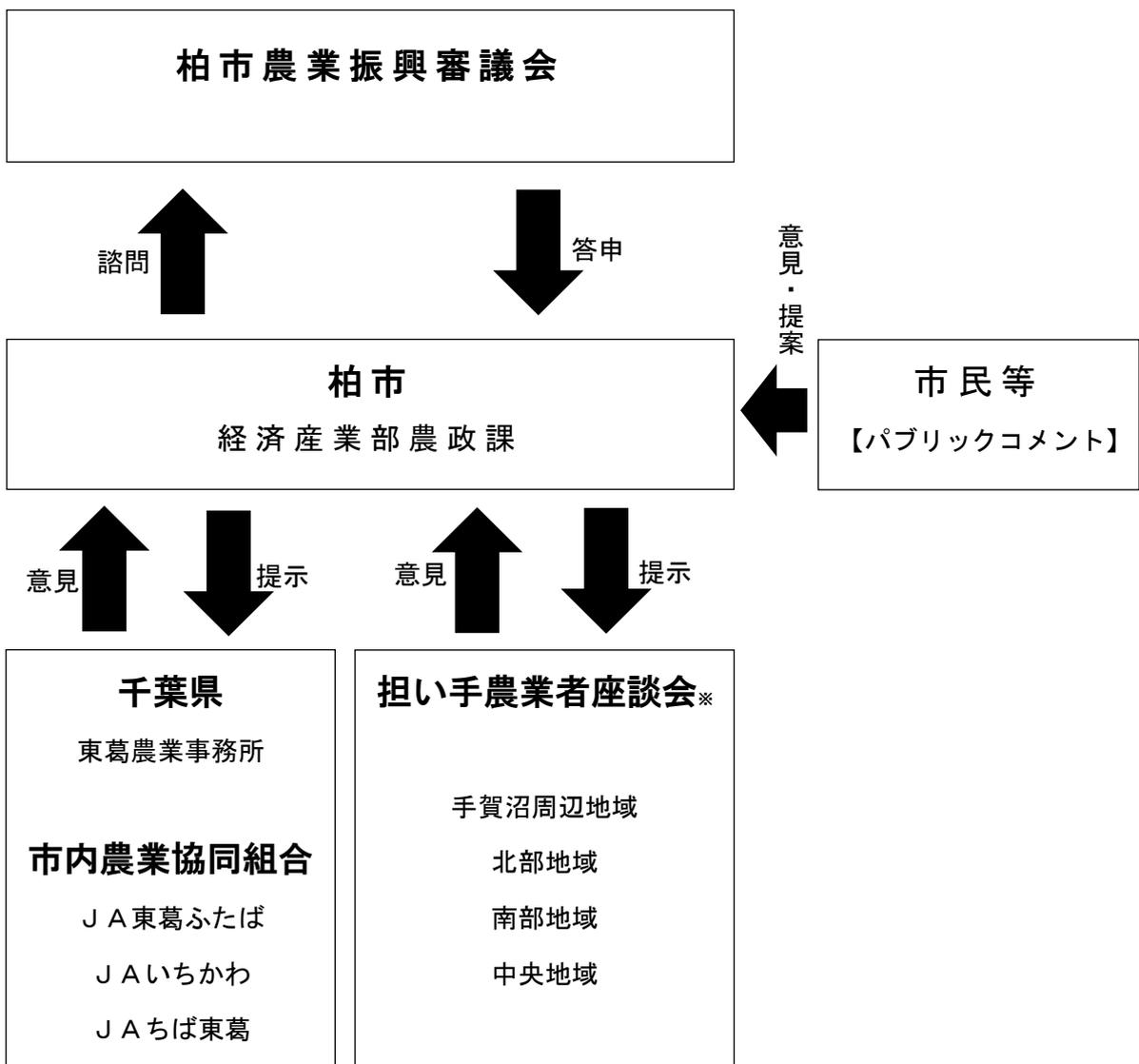


4 計画の策定体制

本計画の改定にあたっては、平成 24 年度に実施した「人・農地プラン策定に係るアンケート」や平成 25 年度に実施した「農業振興に関する基礎調査」の結果から、本市農業が抱える課題を再度整理したうえで、国や県の農業政策を踏まえ、柏市経済産業部農政課が骨子案を取りまとめました。その後、各地域の担い手農業者座談会や県や JA との協議を踏まえて、計画案の取りまとめを行いました。

その結果を踏まえ、柏市農業振興審議会に計画案の諮問を行いました。

策定体制図



第2章 柏市農業の現状と課題

第2章 柏市農業の現状と課題

1 前計画の総括

前計画は、5つの方針ごとに定めた目標を達成するため、各種の事業を進めてきました。以下に、方針毎の目標の達成状況を記載します。

(1) 農地の有効活用・質の高い農産物づくり

国の事業を活用した展開により、耕作放棄地の解消面積は目標を上回りました。一方、農地集積は、利用権の周知不足、面的集積の遅れから、目標に至りませんでした。

(2) 農業経営の強化・多様な担い手の育成

認定農業者※数は、設備投資を終えた担い手にとって制度のメリットが少ないことや制度の周知不足等を背景に、認定の更新をしない農業者もおり、目標に至りませんでした。新規就農者数は、目標に至りませんでした。複数名が研修中であるため、今後の就農が期待されます。

(3) 持続可能な農業の推進

エコファーマーの登録者数は、制度周知の遅れから、目標に至りませんでした。

(4) 市民・農業交流の推進

農業体験農園は、目標を下回りましたが、農業者有志の研究が進み、今後新たな開設が期待されます。収穫体験農園の取組も拡大しています。

農業ボランティアは、受け入れ希望農家が少ないため、事業を廃止しました。

都市農業センター（道の駅しょうなん）、あけぼの山農業公園は、地域資源を活用した展開の不足や東日本大震災の影響から、来場者数の目標を下回りました。

(5) 地産地消の推進

農商工等連携事業計画は、農業と他産業の連携創出の機会が不足し、目標認定数を下回りました。地産地消協力店は、柏産農産物の取扱店が増えましたが、認証制度の確立には至りませんでした。

計画の達成状況

| 方針 | 指標 | 現計画 作成時 | 現計画の 目標 (H27) | 達成状況 (H25) |
|------------------------|--------------------|-----------------|------------------|---------------|
| (1) 農地の有効活用・質の高い農産物づくり | 耕作放棄地の解消面積 | — | 10ha | 13ha |
| | 経営耕地面積における担い手農家の割合 | 29% (H20) | 45% | 28% |
| (2) 農業経営の強化・多様な担い手の育成 | 年間農業所得 (一経営体平均) | — | 570 万円 | 未把握 |
| | 年間労働時間 (主たる従事者) | — | 2,000 時間 | 未把握 |
| | 認定農業者数 | 130 人 (H21) | 260 人 | 106 人 |
| | 新規就農者数 | — | 10 人 | 2 人 |
| (3) 持続可能な農業の推進 | エコファーマーの登録者数 | 53 人 (H21) | 80 人 | 44 人 |
| (4) 市民・農業交流の推進 | 農業体験農園の開設数 | 2 件 (H21) | 10 件 | 5 件 |
| | 農業ボランティアの登録者数 | 15 人 (H21) | 40 人 | 廃止 |
| | あけぼの山農業公園の来訪者数 | 74 万人 (H21) | 100 万人 | 55 万人 |
| | 都市農業センターの来訪者数 | 128 万人 (H20) | 145 万人 | 108 万人 |
| (5) 地産地消の推進 | 農商工等連携事業計画の認定数 | 1 件 (H21) | 5 件 | 1 件 |

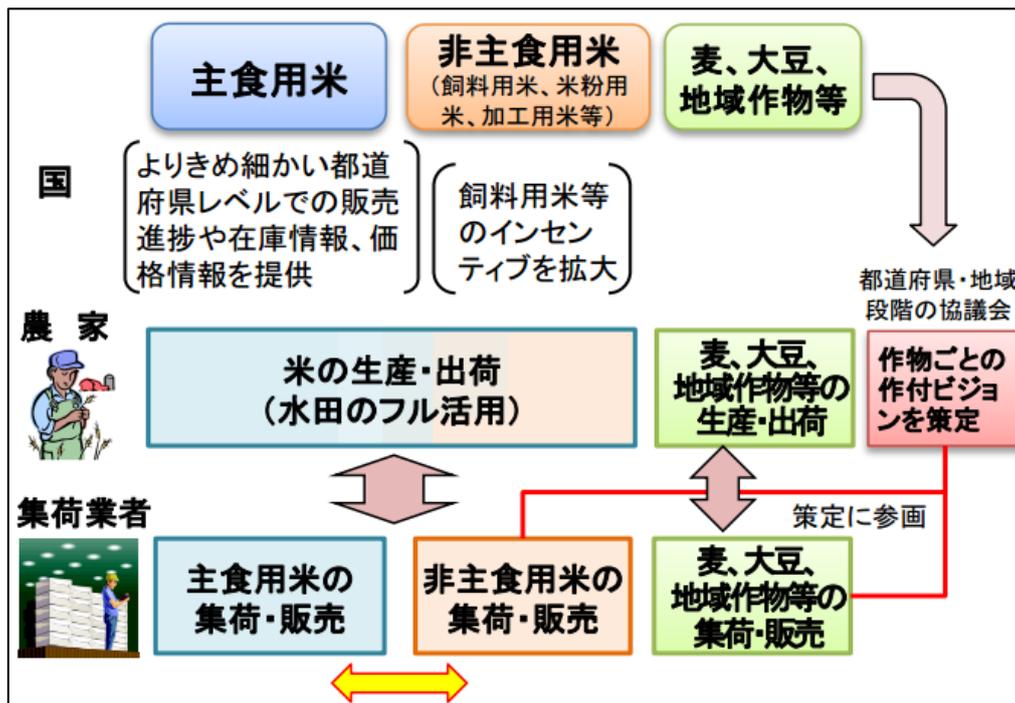
2 農業を取り巻く環境

(1) 農地

① 米政策の見直し

平成 30 年度を目途に、主食用米の生産調整を見直し、行政による生産数量目標の配分を廃止することが決まりました。

見直し後の生産のイメージ（5年後（平成 30 年産から）を目途）



* 出典・農林水産省資料（新たな農業・農村政策が始まります。）

② 畑作物、非主食用米重視の交付金への転換（経営安定所得対策の見直し）

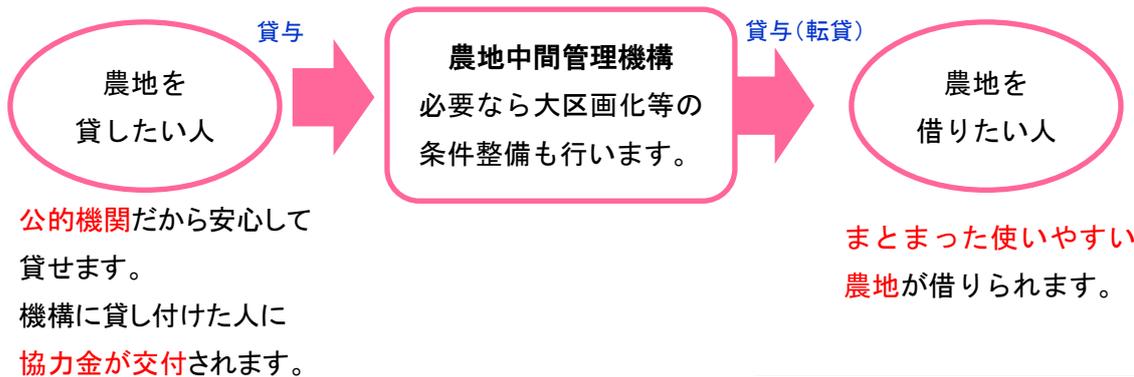
新たな経営所得安定対策では、主食用米を対象とした交付金は減少、廃止の方向となりました。一方、畑作物や非主食用米を対象とした交付金はこれまで通り継続し、飼料用米、米粉用米は、収量に応じて交付金が増額する数量払いが導入されました。

③ 農地の面的集積に向けた環境整備の進展

都道府県単位の農地中間管理機構※を配し、分散農地等を借り受け、まとまりのある耕地として担い手に貸し付ける取組が動き出しました。

これにより、農地中間管理機構を活用した農地整備や面的集積の実施が可能となります。

農地中間管理機構

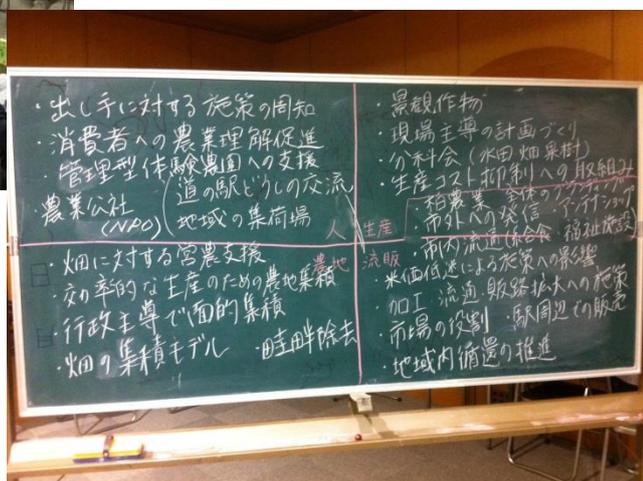


(2) 人

① 地域の担い手を地域が決める時代に

地域における人と農地の問題や地域の将来に渡る土地利用について考える機会として、平成 24 年度より「人・農地プラン」を策定し、地域の農業者による座談会や農業関係機関等による検討会の実施により、地域の中心となる経営体を決め、地域の担い手を地域で決めることが可能になりました。

人・農地プラン座談会



② 一定基準の意欲的経営体への助成を重視

新たな経営所得安定対策のナラシ対策(収入減少緩和対策)、ゲタ対策(畑作物の直接支払交付金)は、平成27年度以降、認定農業者、集落営農、認定就農者のみを対象とすることとなりました。

人・農地プランの中心となる経営体を対象とした農業制度資金のスーパーL資金の無利子融資、経営体育成支援事業等も継続します。

③ 新規就農への充実した支援の継続

平成24年度より、認定就農者を対象とした青年就農給付金等、新規就農への充実した交付金が開始されました。

(3) 生産・経営

① 高付加価値化にチャレンジしやすい環境整備の進展

消費者の生活様式の変化等を背景に、加工、販売等の6次産業化を支援する交付金・ファンド等が創設され、高付加価値化に向けた施設整備等への支援が行われています。これらの事業を活用した6次産業化※へのチャレンジが可能となりました。

② 産地の価値、努力を伝えやすい環境整備の進展

消費者が農産物や食品を購入する上で、安全・安心、産地の環境等が、重要な要素となりつつあり、全国でGAP※等の導入が進んでいます。

また、生産技術、風土等産地に起因する作物の品質をブランド認証する地理的表示法が成立し、他産地との差別化を図る手段として期待されています。

③ 農業への体験、リフレッシュニーズの高まり

消費者の生活様式の変化等を背景に、農地や農作業から得られるレジャーやリフレッシュ機能へのニーズが高まっています。都市や観光地等では、このニーズに対応する農業経営も拡大しています。

3 柏市農業の現状

(1) 農地

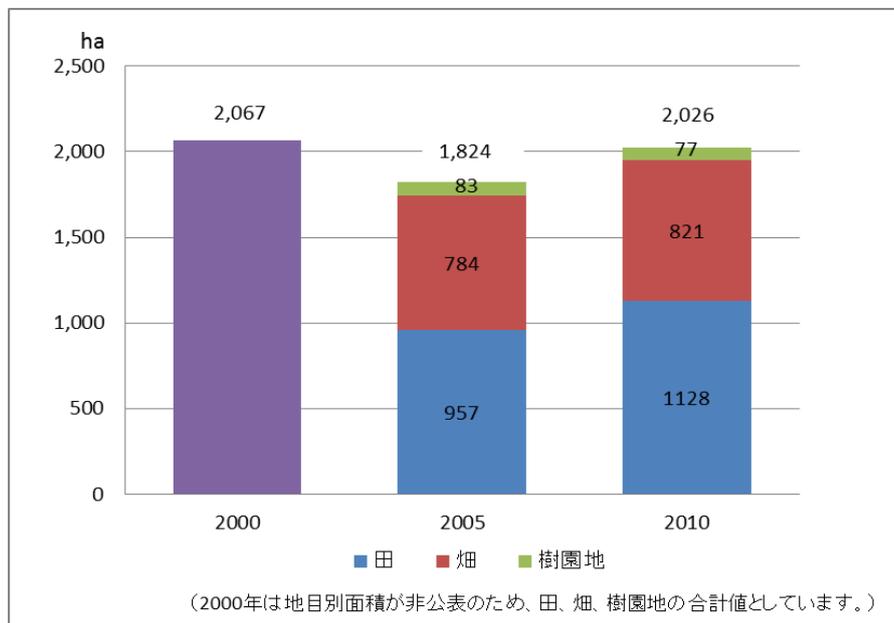
① 農地の減少

柏市の農地面積は、2000年からの10年間で、136haの減少となっています。特に、畑地面積の減少が94haと大きく、耕作放棄地の拡大も深刻化しています。

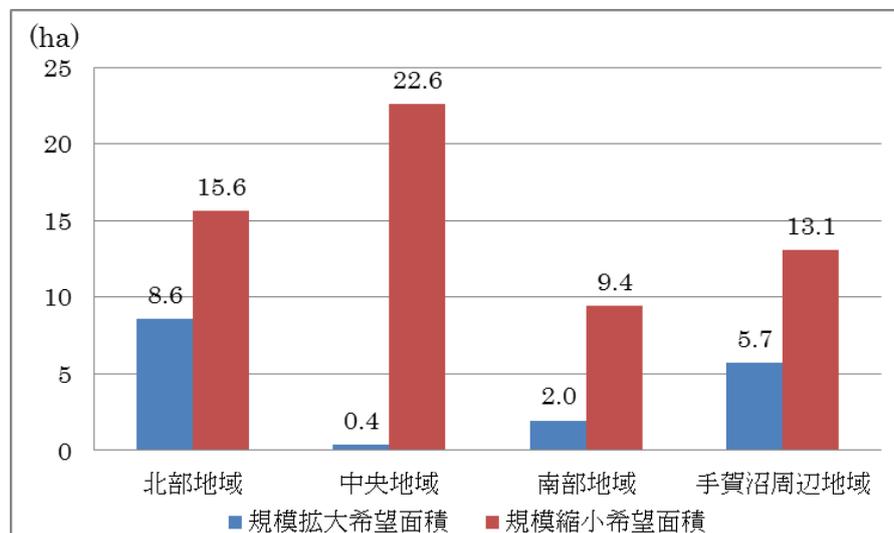
また、平成24年度柏市人・農地プランアンケート（以下、人・農地プランアンケート）において、畑地の利用意向を尋ねた結果、今後、出し手※が規模縮小する面積より、受け手※が拡大を希望する面積が少ない状況となり、今後も耕作放棄地の拡大が懸念されます。

※2005年は合併による差異

経営耕地面積（農林業センサス）



畑地の規模拡大・規模縮小の面積（H24人・農地プランアンケート）



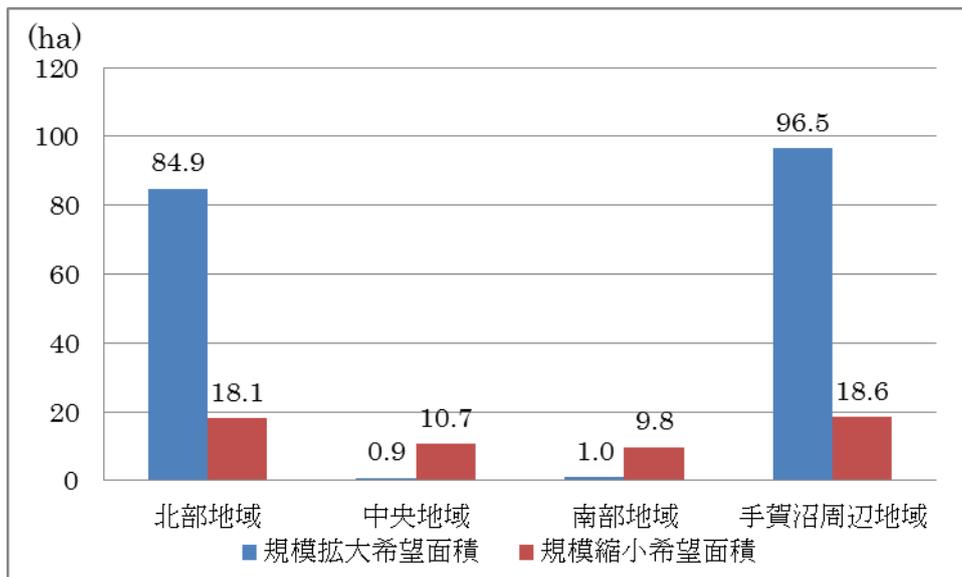
耕作地に隣接する耕作放棄地



② 優良水田の不足

水田では、法人やライスセンターによる大規模な耕作が進んでおり、農地集積が進展しています。人・農地プランアンケートの結果から、今後の水田については、出し手が規模縮小する面積よりも、受け手が拡大を希望する面積が多くなっています。今後、更なる貸し出し希望農地の情報収集を図ることにより、優良な水田確保することが課題となります。

水田の規模拡大・規模縮小の面積（H24 人・農地プランアンケート）



北部地区遊水地の優良水田



③ 農地の点在

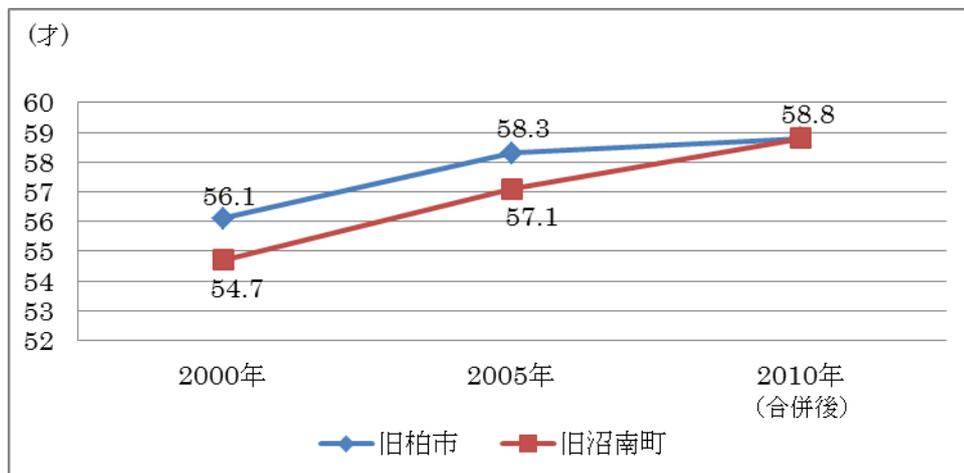
市内の手賀沼周辺地域、北部地域の水田においては、法人やライスセンターによる集積が進んでいますが、それぞれの農地は相互に点在しており、生産性向上に向けて、集積エリアの調整が課題となります。

(2) 人

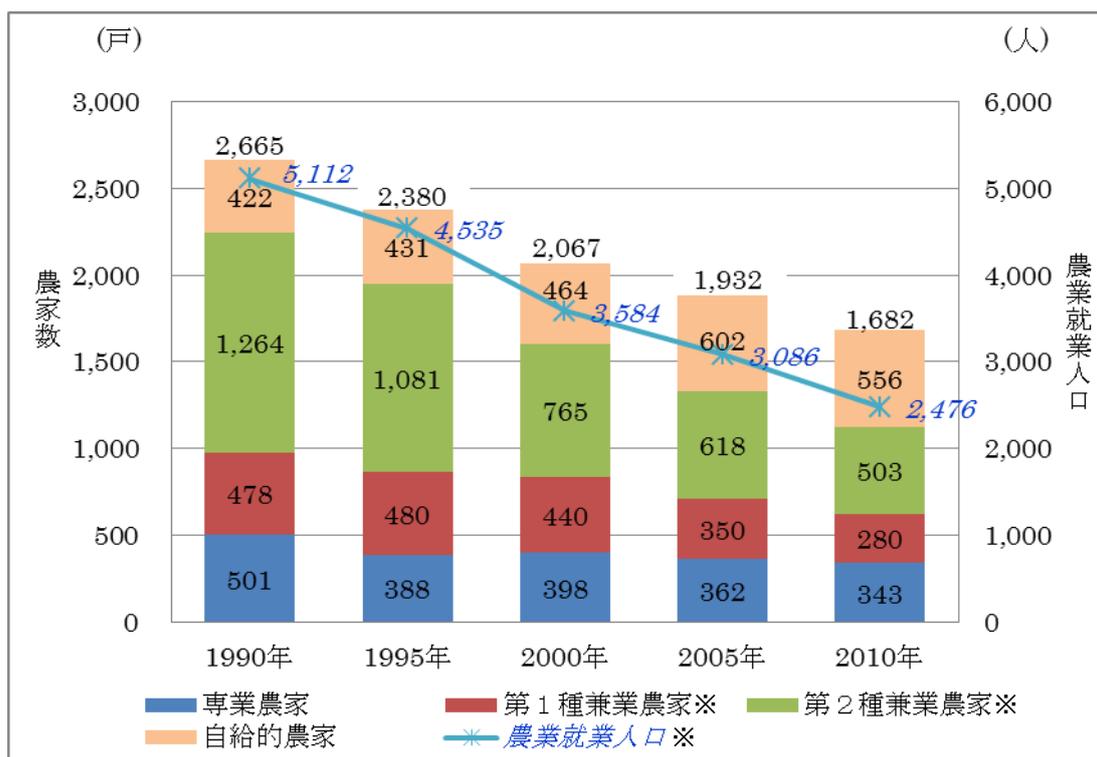
① 農業従事者の減少・高齢化、土地持ち非農家等への世代交代の進展

他産業への就業、農地集積の進展等により、柏市の農業就業人口はこの20年間で5割に、農家数は6割の水準に減少しました。また、農業従事者の高齢化と農業後継者の不足から、農地所有者は、非農業者世帯や定年帰農者への世代交代が進んでいます。

農業従事者の平均年齢（農林業センサス）



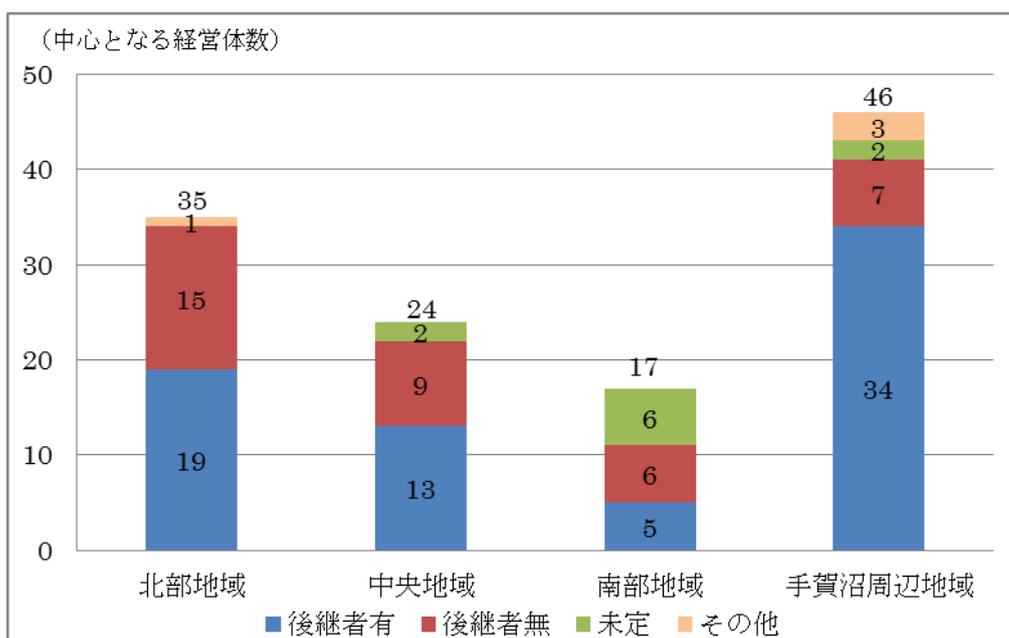
農家戸数、農業就業人口の推移（農林業センサス）



② 中心となる経営体は農業後継者を確保

人口 40 万の都市に優良農地が広がる環境を背景に、人・農地プランの中心となる経営体は、共同出荷に加え、加工、直売、体験等を取り入れた個性豊かな農業経営を展開しています。このような農業経営により、農業後継者を確保している経営体も多くなっています。

中心となる経営体の農業後継者の確保状況（H24 人・農地プランアンケート）



③ 新規就農者の増加

里親農家※と連携した取組により、平成 22 年度から平成 26 年度までに 4 名が新規に就農しました。また、現在も数名が就農に向けた研修を行っております。今後、これらの新規就農者の経営の安定化や地域への定着化支援等、就農者数の増加に向けた受け入れ態勢の整備が必要となっています。

(3) 生産・経営

① 都市化による農業生産環境の悪化

都市化により、住宅地と農地が混在する地域では、農地へのごみの投棄が問題となっているほか、土埃や農薬散布への苦情などが寄せられており、農作業をしづらい環境となっています。

住宅に囲まれた農地



② 6次産業化の進展と組織的取組を望む声

農産物の加工、販売については、消費地近郊の立地性を活かし、既に自らの農産物を活用し、6次産業化に取り組んでいる経営体や新たに6次産業化に向けた施設整備を計画する経営体もあり、市内全域で6次産業化が進展しています。

一方、資金、体制、ノウハウ構築の問題から、取組を躊躇する経営体も多く、出荷団体などによる、組織的な取組を求める意見もあります。

③ 直売所、体験農業による農業経営が拡大

市内には、北部地域、手賀沼周辺地域に大型の直売施設があります。大型直売所は、生産者の有効な販売先となっていますが、売場面積から、出荷・販売額の飛躍的な拡大

が難しい状況となっています。

体験農業については、これまでのいちご、なし、ブルーベリー等の観光農園に加え、農業支援団体との連携により、枝豆、とうもろこし等の新たな作物による収穫体験の取組が始まっています。また、農業者が栽培指導を行う農業体験農園も増加しており、新たな農業経営として定着しつつあります。

収穫体験



農業体験農園



4 柏市の農業の重点課題

(1) 農地の有効利用対策

離農や規模縮小により、耕地として利用されない畑地が増加しています。水田では、担い手の規模拡大が進む一方で、担い手ごとの耕地が点在し、経営の効率化に支障をきたしている状況があります。

このような中、耕地として利用されない農地を担い手に集積すると共に、農地中間管理機構との連携も図りつつ、担い手の耕地をまとめる面的集積に取り組む必要があります。

(2) 新規就農者の確保、定着対策

今後、畑地において、耕作者が不足すると考えられます。

畑地を中心とした本市の農地、農業の担い手を確保するため、地域の実情にマッチした新規就農者の確保、定着に向けた支援及び体制の整備に取り組む必要があります。

(3) 専業農家※の経営拡大支援

柏市では、かぶ、ねぎ、ほうれん草に代表されるように、市場出荷による農業生産とともに、首都圏に近く、40万人の市民が生活する環境を背景に、直売、観光、体験等の要素を取り入れた農業経営が展開されています。

このような個性豊かな経営を展開する農業者を育成するため、個々の実情や経営の方向に即した経営拡大の支援に取り組む必要があります。

(4) 市民・消費者の農業理解の推進

消費地と生産地が隣接する環境は、消費者に農作物を直接販売しやすい等のメリットがある反面、生産面では、農地へのごみの投棄、農作業への苦情の問題等のデメリットも生じています。

こうした中、消費地と生産地が隣接するメリットを活かし、農業生産へのデメリットを克服するため、市民や消費者に対する農業理解を促進する必要があります。

(5) 農業振興に向けた連携の強化

単身世帯や共働き世帯の増加等を背景に、食に関する消費者の生活様式が変化し、一般家庭で農産物を調理する機会は減少しています。こうした中、農産物の消費を拡大するためには、加工食品や食事等の「食」に変えて提供することが重要とされています。また、輸入農産物や他産地との競合に打ち勝つ差別化を図るためには、生産者と販売者の関係を強めることが重要となっています。

こうした中、農業と他の産業が連携し、生産、加工、販売の事業活動を効率的に推進するため、農業者間及び農業と他産業の連携強化に取り組む必要があります。

第3章 計画の方向性

第3章 計画の方向性

1 柏市農業の将来像

柏市の農業の現状と課題を踏まえ、柏市における都市農業の活性化を図るうでの基本指針となる「柏市農業の目標」と柏市農業の将来像を以下に設定します。

地域で支える、持続可能な魅力ある農業づくり

地域性を活かした個性豊かな農業が営まれ、農業が、社会的に、所得的に魅力的産業となることにより、農業者と都市住民とが支えあう「都市近郊産地（地産地消と広域の市場を対象とした出荷型農業の両面を有する産地）」をめざします。

2 農業振興の方向性

将来像の実現に向けて、以下の3つの方向性に基づき、各種の事業を展開します。

方向性1 生産・経営の拡大

都市と農地が共存する柏市の営農環境を活かした農業の振興を図るため、国、県の施策の有効活用及び市独自の施策により、農業を担う人材の確保、経営力の強化及び農地の有効利用等の生産性の向上に向けた取組を推進します。

方向性2 営農環境と社会的機能の維持

都市の農地を維持し、農地・農業が環境に貢献し、生活の中で農業の役割を実感できる仕組みづくりを推進します。

方向性3 柏市農業の販売促進

柏市の生産者、農産物、農業経営が消費者、流通関係者から支持されるよう、消費者、流通関係者に対する販売促進の取組を推進します。

3 施策の体系

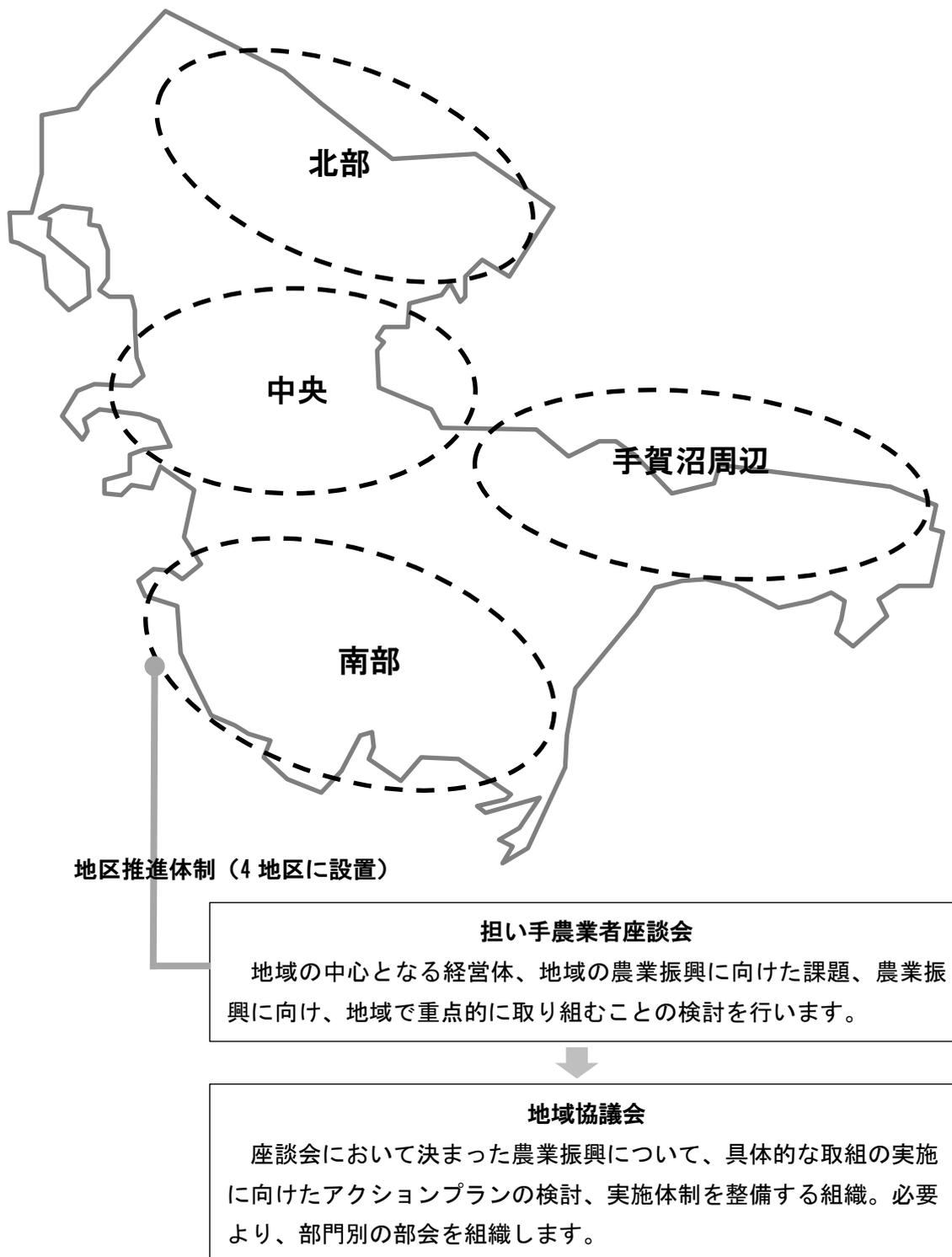
将来像の実現に向けて、以下の3つの方向性に基づき、各種の事業を展開します。



4 計画の推進体制

都市農業活性化計画は、柏市の農業振興に向けて、地域の農業者と行政が連携し、かつ主体的な体制を整備して推進するものです。

計画の推進に向け、市内を北部、手賀沼周辺、中央、南部の4地区に分け、体制を整備していきます。地区の推進体制では、中心となる経営体の検討や、集落営農、法人化等、地域の農業者が連携した取組を検討します。



【参考 地域、大字一覧表】

北部地域

| | | | | |
|--------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 大青田 | 青田新田飛地 | 西原 2 丁目 | 北柏 2 丁目 | 布施新町 4 丁目 |
| 大室 | 伊勢原 1 丁目 | 西原 3 丁目 | 北柏 3 丁目 | 弁天下 |
| 上三ヶ尾飛地 | 柏の葉 1 丁目 | 西原 4 丁目 | 北柏 4 丁目 | 松ヶ崎新田 |
| 上利根 | 柏の葉 2 丁目 | 西原 5 丁目 | 北柏 5 丁目 | 呼塚新田 |
| 小青田 | 柏の葉 3 丁目 | 西原 6 丁目 | 北柏台 | 松葉町 1 丁目 |
| 下三ヶ尾飛地 | 柏の葉 4 丁目 | 西原 7 丁目 | 宿連寺 | 松葉町 2 丁目 |
| 正連寺 | 柏の葉 5 丁目 | みどり台 1 丁目 | 根戸 | 松葉町 3 丁目 |
| 新利根 | 柏の葉 6 丁目 | みどり台 2 丁目 | 根戸新田 | 松葉町 4 丁目 |
| 新十余二 | 十余二 | みどり台 3 丁目 | 布施 | 松葉町 5 丁目 |
| 西三ヶ尾飛地 | 中十余二 | みどり台 4 丁目 | 布施下 | 松葉町 6 丁目 |
| 花野井 | 西柏台 1 丁目 | みどり台 5 丁目 | 布施新町 1 丁目 | 松葉町 7 丁目 |
| 船戸 | 西柏台 2 丁目 | 柏堀之内新田 | 布施新町 2 丁目 | 若柴 |
| 船戸山高野 | 西原 1 丁目 | 北柏 1 丁目 | 布施新町 3 丁目 | |

中央地域

| | | | | |
|-----------|----------|----------|-----------|-----------|
| あかね町 | 篠籠田 | 豊住 3 丁目 | 豊町 2 丁目 | 旭町 8 丁目 |
| 東 1 丁目 | 新富町 1 丁目 | 豊住 4 丁目 | 吉野沢 | 泉町 |
| 東 2 丁目 | 新富町 2 丁目 | 豊住 5 丁目 | 若葉町 | 柏 |
| 東 3 丁目 | 関場町 | 豊平町 | 明原 1 丁目 | 柏 1 丁目 |
| 東上町 | 高田 | 西町 | 明原 2 丁目 | 柏 2 丁目 |
| 東台本町 | 千代田 1 丁目 | 八幡町 | 明原 3 丁目 | 柏 3 丁目 |
| 今谷上町 | 千代田 2 丁目 | 東柏 1 丁目 | 明原 4 丁目 | 柏 4 丁目 |
| 永楽台 1 丁目 | 千代田 3 丁目 | 東柏 2 丁目 | あけぼの 1 丁目 | 柏 5 丁目 |
| 永楽台 2 丁目 | 常盤台 | 日立台 1 丁目 | あけぼの 2 丁目 | 柏 6 丁目 |
| 永楽台 3 丁目 | 戸張 | 日立台 2 丁目 | あけぼの 3 丁目 | 柏 7 丁目 |
| 大塚町 | 戸張新田 | ひばりが丘 | あけぼの 4 丁目 | 末広町 |
| 大山台 1 丁目 | 富里 1 丁目 | 松ヶ崎 | あけぼの 5 丁目 | 中央 1 丁目 |
| 大山台 2 丁目 | 富里 2 丁目 | 緑ヶ丘 | 旭町 1 丁目 | 中央 2 丁目 |
| 柏下 | 富里 3 丁目 | 南柏中央 | 旭町 2 丁目 | 中央町 |
| 柏中村下 | 豊上町 | 南柏 1 丁目 | 旭町 3 丁目 | 豊四季台 1 丁目 |
| かやの町 | 豊四季 | 南柏 2 丁目 | 旭町 4 丁目 | 豊四季台 2 丁目 |
| 亀甲台町 1 丁目 | 豊住 | 向原町 | 旭町 5 丁目 | 豊四季台 3 丁目 |
| 亀甲台町 2 丁目 | 豊住 1 丁目 | 弥生町 | 旭町 6 丁目 | 豊四季台 4 丁目 |
| 桜台 | 豊住 2 丁目 | 豊町 1 丁目 | 旭町 7 丁目 | |

南部地域

| | | | | |
|-----------|------------|-----------|----------|------------|
| 加賀 1 丁目 | 今谷南町 | 東中新宿 1 丁目 | 南逆井 7 丁目 | 藤心 4 丁目 |
| 加賀 2 丁目 | 酒井根 | 東中新宿 2 丁目 | 南増尾 | 藤心 5 丁目 |
| 加賀 3 丁目 | 酒井根 1 丁目 | 東中新宿 3 丁目 | 南増尾 1 丁目 | 風早 1 丁目 |
| 新柏 1 丁目 | 酒井根 2 丁目 | 東中新宿 4 丁目 | 南増尾 2 丁目 | 風早 2 丁目 |
| 新柏 2 丁目 | 酒井根 3 丁目 | 東山 1 丁目 | 南増尾 3 丁目 | 高南台 1 丁目 |
| 新柏 3 丁目 | 酒井根 4 丁目 | 東山 2 丁目 | 南増尾 4 丁目 | 高南台 2 丁目 |
| 新柏 4 丁目 | 酒井根 5 丁目 | 光ヶ丘 | 南増尾 5 丁目 | 高南台 3 丁目 |
| 名戸ヶ谷 | 酒井根 6 丁目 | 光ヶ丘 1 丁目 | 南増尾 6 丁目 | しいの木台 1 丁目 |
| 名戸ヶ谷 1 丁目 | 酒井根 7 丁目 | 光ヶ丘 2 丁目 | 南増尾 7 丁目 | しいの木台 2 丁目 |
| 増尾 | つくしが丘 1 丁目 | 光ヶ丘 3 丁目 | 南増尾 8 丁目 | しいの木台 3 丁目 |
| 増尾 1 丁目 | つくしが丘 2 丁目 | 光ヶ丘 4 丁目 | 逆井 | しいの木台 4 丁目 |
| 増尾 2 丁目 | つくしが丘 3 丁目 | 光ヶ丘団地 | 逆井 1 丁目 | しいの木台 5 丁目 |
| 増尾 3 丁目 | つくしが丘 4 丁目 | 青葉台 1 丁目 | 逆井 2 丁目 | 高柳 |
| 増尾 4 丁目 | つくしが丘 5 丁目 | 青葉台 2 丁目 | 逆井 3 丁目 | 高柳新田 |
| 増尾 5 丁目 | 中新宿 1 丁目 | 新逆井 1 丁目 | 逆井 4 丁目 | 藤ヶ谷 |
| 増尾 6 丁目 | 中新宿 2 丁目 | 新逆井 2 丁目 | 逆井 5 丁目 | 藤ヶ谷新田 |
| 増尾 7 丁目 | 中新宿 3 丁目 | 南逆井 1 丁目 | 逆井藤ノ台 | 南高柳 |
| 増尾 8 丁目 | 中原 | 南逆井 2 丁目 | 東逆井 1 丁目 | 塚崎 |
| 増尾台 1 丁目 | 中原 1 丁目 | 南逆井 3 丁目 | 藤心 | 塚崎 1 丁目 |
| 増尾台 2 丁目 | 中原 2 丁目 | 南逆井 4 丁目 | 藤心 1 丁目 | 塚崎 2 丁目 |
| 増尾台 3 丁目 | 西山 1 丁目 | 南逆井 5 丁目 | 藤心 2 丁目 | 塚崎 3 丁目 |
| 増尾台 4 丁目 | 西山 2 丁目 | 南逆井 6 丁目 | 藤心 3 丁目 | |

手賀沼周辺地域

| | | | | |
|-----------|------|------|-------|-----------|
| 大井 | 五條谷 | 岩井 | 染井入新田 | 鷺野谷 |
| 大井新田 | 緑台 | 岩井新田 | 手賀 | 鷺野谷新田 |
| 大島田 | 箕輪 | 片山 | 手賀新田 | 手賀の杜 1 丁目 |
| 大津ヶ丘 1 丁目 | 箕輪新田 | 片山新田 | 布瀬 | 手賀の杜 2 丁目 |
| 大津ヶ丘 2 丁目 | 曙橋 | 金山 | 布瀬新田 | 手賀の杜 3 丁目 |
| 大津ヶ丘 3 丁目 | 泉 | 水道橋 | 柳戸 | 手賀の杜 4 丁目 |
| 大津ヶ丘 4 丁目 | 泉村新田 | 千間橋 | 若白毛 | 手賀の杜 5 丁目 |

第4章 農業振興に向けた事業の計画

第4章 農業振興に向けた事業の計画

1 農地の生産性の向上

(1) 中心経営体への農地集積の推進

① 中心となる経営体への農地集積の推進

生産者の意向調査や、座談会における検討等、人・農地プランの策定を通じ、地域の合意に基づいて地域の中心となる経営体を決定します。

中心となる経営体への農地の集積に向け、農地貸借に係る制度や事業の周知を行い、貸与可能な農地の掘り起しを行います。

② 農地の面的集積の推進

土地利用型農業の生産性を向上するため、耕地を耕作者ごとに集約する農地の面的集積を推進します。

◆ 事務事業

| | |
|--------------------|---|
| 利用権設定促進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用集積を行うための農地の出し手、受け手の意向調整 ● 農地集積計画の作成・公告 |
| 農地中間管理事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 千葉県農地中間管理機構と連携した農地中間管理事業の実施（中間管理機構が、農地の出し手と受け手の間に入り、農地を転貸する事業） |
| 農地面的集積モデル地区事業（新規①） | <ul style="list-style-type: none"> ● 中心となる経営体や農業委員等の関係者による検討組織の整備 ● 面的集積に向けたモデル的な取組の実施 |

◆ 実施地域

| | 北部 | 中央 | 南部 | 手賀沼周辺 |
|---------------|------|----|----|-------|
| 利用権設定促進事業 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 農地中間管理事業 | 実施 | - | 実施 | 実施 |
| 農地面的集積モデル地区事業 | 重点地区 | - | - | 重点地区 |

◆ 施策目標

| | H26 | H31 |
|----------------|-----|-----|
| 中心となる経営体の集積面積率 | 28% | 50% |
| 水田モデル地区面的集積進展 | 0地区 | 1地区 |
| 畑地モデル地区面的集積進展 | 0地区 | 1地区 |

(2) 生産基盤の維持と活用

① 耕作放棄地の解消と農地利用の推進

耕作放棄地の解消と農地としての土地利用を推進するため、空き農地情報や農地台帳データ等の農地の情報を担い手に提供します。また、国の交付金等を活用し、担い手が行う耕作放棄地の解消に向けた取組を支援します。

② 土地改良施設の維持管理の支援

機能が低下した土地改良施設の維持・補修等の取組を支援します。また、平成31年度より、手賀沼流域において、国営総合農地防災事業による土地改良施設の整備等に向けた協議・検討を行います。

◆ 事務事業

| | |
|--------------|--|
| 農業振興地域管理運営事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 農業振興地域の整備に関する法律に基づく基礎調査の実施、農業振興地域整備計画の見直し ● 農用地区域の除外・編入等の管理 |
| 耕作放棄地対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 国の耕作放棄地再生利用交付金を活用した耕作放棄地の再生、再生後の農地の利用に係る施設整備等の支援 |
| 水田農業構造対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 転作田の有効利用のための集団的な転作等の取組の推進 |
| 農業生産基盤整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 土地改良施設の維持管理及び農地の基盤整備等に係る交付金の導入等の支援 |

◆ 実施地域

| | 北部 | 中央 | 南部 | 手賀沼周辺 |
|--------------|----|----|----|-------|
| 農業振興地域管理運営事業 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 耕作放棄地対策事業 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 水田農業構造対策事業 | 実施 | - | - | 実施 |
| 農業生産基盤整備事業 | 実施 | - | - | 重点地区 |

◆ 施策目標

| | H26 | H31 |
|-----------------|-----------|-----------|
| 農用地区域の農地面積 | 1,717 h a | 1,700 h a |
| 農用地区域の耕作放棄地解消面積 | - | 15 h a |

(3) 農業を担う人材の確保・育成

① 新たな担い手の確保・育成

農業後継者や新規就農者の受入体制として、実地研修先となる里親農家を確保します。

実地研修先となる里親農家や座学研修先となる千葉県立農業大学校と連携し、農業後継者や新規就農希望者に対する研修の場を確保します。

青年就農給付金（準備型）を活用し、研修中の新規就農者の所得確保を支援します。

② 就農直後の経営を支える指導体制の整備

就農直後の経営が不安定な時期を乗り越え、地域や農業に定着することを目的に、JAの生産部会や地域において、後継者や新規就農者を受け入れ、生産、経営、販売等の情報交換や指導・支援を得られる体制の整備を促進します。

青年就農給付金（経営開始型）を活用し、就農直後の所得確保を支援します。

◆ 事務事業

| | |
|------------------|---|
| 担い手育成総合支援事業（新規②） | <ul style="list-style-type: none"> ● 後継者や新規就農希望者の就農相談から研修、青年就農給付金の導入、地域や農業への定着までの一貫した支援の実施 ● 支援体制構築に向けた農業者、関係機関との検討 |
|------------------|---|

◆ 実施地域

| | 北部 | 中央 | 南部 | 手賀沼周辺 |
|-------------|------|----|----|-------|
| 担い手育成総合支援事業 | 重点地区 | 実施 | 実施 | 重点地区 |

◆ 施策目標

| | H26 | H31 |
|----------|-----|-----|
| 認定就農者の増加 | 4人 | 10人 |
| 里親農家数の増加 | 10人 | 20人 |

2 経営力の強化

(1) 高付加価値化に向けた取組の支援

① 体験を価値とする農業研究の支援

農業体験農園や収穫体験など、消費者に農業体験の機会を提供するアグリビジネスの創出に向け、研究や実証的な取組を行う生産者等の取組を支援します。

体験を価値とする農業に先行して取り組む手賀沼周辺地域協議会有志の活動の成果を、広く市内の農業者に共有する場づくりに取り組みます。

② 6次産業化に向けた研究の支援

生産者が自ら生産する農産物を主原料に、加工・販売に取り組み、新たな付加価値化による6次産業化を促進するため、取組の実施に向けた検討や研究などの活動を支援します。

③ 農商工連携の促進

生産者と商工業者が連携し、商工業者が持つ技術力やマーケティング力を活かした商品開発や販売により、農産物の消費拡大と農業経営の安定化を促進するため、生産者と青果物バイヤーやメーカーの商品開発等の人材が連携する機会を確保します。

◆ 事務事業

| | |
|-----------------------|---|
| 手賀沼アグリビジネスパーク事業 | ● 手賀沼周辺地域協議会における手賀沼周辺地域のアグリビジネスの創出に向けた検討 |
| 体験農業支援事業 6次産業化支援事業 | ● 農業者団体等の研究・検討への支援 ● 実証的な取組等に係る活動費等の補助 |
| 農商工連携促進事業 | ● 食メッセ・かしわ、農家ツアー等、農業と他産業の人材の交流機会の創出 |

◆ 実施地域

| | 北部 | 中央 | 南部 | 手賀沼周辺 |
|-----------------------|----|----|----|-------|
| 手賀沼アグリビジネスパーク事業 | - | - | - | 実施 |
| 体験農業支援事業 6次産業化支援事業 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 農商工連携促進事業 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

◆ 施策目標

| | H26 | H31 |
|--|-----|-----|
| 新規の総合化事業計画認定又は6次産業化の創出件数 | - | 2件 |
| 新規の農商工等連携事業計画の認定又は生産者と他産業者の共同による商品化の件数 | - | 5件 |

(2) 農業経営の拡大支援

① 農業後継者の経営相談体制の整備

農業後継者の経営の拡大・発展を目的に、農業後継者の経営上の課題、目指す農業経営の方向性を聞き取り、関係機関や専門家との連携も図りつつ、販売や経営上のアドバイスを行うほか、国、県の交付金の活用を支援する等、相談、情報提供体制の整備に取り組み、経営力のある担い手を育成します。

② 経営拡大に必要な整備投資への支援

担い手の経営の拡大・発展を目的に、担い手が6次産業化等の高付加価値化や経営規模の拡大、多角化、経営力強化等に取り組む際に必要となる施設・設備の整備、マーケティング調査等について、国や県の交付金の活用を支援します。また、柏市独自の補助により、設備投資等を支援します。

③ 土地利用型農業経営への支援

国の経営安定所得対策等を活用し、水田を活用した土地利用型農業経営を行う担い手への支援を行います。

◆ 事務事業

| | |
|------------------------|---|
| 経営改善フォローアップ事業 (新規③) | ● 専業農業者の経営の安定化・拡大支援を目的とした相談、 情報提供体制の整備 |
| 経営所得安定対策事業 (国庫事業) | ● 土地利用型農業の経営の安定化、収入減少対策 等を目的とした交付金の導入 |
| 農業経営支援事業 | ● 国や県の交付金等の活用を支援する他、柏市の農 業振興に必要な担い手の経営力強化のための設備 投資等への補助 |

◆ 実施地域

| | 北部 | 中央 | 南部 | 手賀沼周辺 |
|------------------|----|----|----|-------|
| 経営改善フォローアップ事業 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 経営所得安定対策事業(国庫事業) | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 園芸農業支援事業 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

◆ 施策目標

| | H26 | H31 |
|---------------------|-----|------|
| 相談を契機に経営拡大に取り組む生産者数 | － | 3人 |
| 新規の家族協定締結農家数 | － | 10件 |
| 認定農業者数 | 106 | 150人 |
| 認定農業者の所得目標達成率 | － | 50% |

3 営農環境と社会的機能の維持

(1) 環境に配慮した農業の支援

① 農業の社会的機能の維持

環境に貢献する農業生産方式を確立し、普及啓発を図るための取組を推進します。また、農地だけではなく、手賀沼・利根川や森林の持つ多面的機能（緑地、水源のかん養、環境の保全等）を維持し、確保するための取組を実施・支援します。

② 適正農業規範の推進

農作業、農薬の使用、従事者の管理等、農業生産の全工程について、関連する法令を遵守し、正確な記録、点検、評価を持続的に行う生産者を育成します。

◆ 事務事業

| | |
|--------------------|---|
| 園芸用廃プラスチック適正処理対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 園芸用ビニールの適正な処理に向けた普及啓発 ● 園芸用ビニール処理費用の助成 |
| 環境にやさしい農業推進事業 | ● 国の交付金等を活用し、緑肥の作付、堆肥施用による地力の維持、農地の荒廃防止等の取組を支援 |
| 適正農業規範推進事業（新規④） | ● GAPの認証取得及びGAP手法を取り入れた工程管理の導入促進 |
| 淡水魚種放流事業 | ● 漁業協同組合が行う稚魚放流経費の補助 |
| 森林整備計画推進事業 | ● 地域対象民有林に指定された森林等の機能を確保するため計画策定・適正管理 |

◆ 実施地域

| | 北部 | 中央 | 南部 | 手賀沼周辺 |
|--------------------|----|----|----|-------|
| 園芸用廃プラスチック適正処理対策事業 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 環境にやさしい農業推進事業 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 適正農業規範推進事業 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 淡水魚種放流事業 | - | - | - | 実施 |
| 森林整備計画推進事業 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

◆ 施策目標

| | H26 | H31 |
|----------------------------|-----|-----|
| GAP手法を参考とした農薬の工程管理に取り組む生産者 | - | 50人 |
| 新たにGAPの認証を取得する出荷団体 | - | 2団体 |

(2) 農業災害・家畜伝染病への対策の推進

① 農業災害への支援

雪害や雹害、降雨等による農業災害の発生時において、災害状況の把握のための調査、復興に向けた取組を速やかに行います。

② 家畜伝染病への支援

鳥インフルエンザ、口蹄疫等の家畜伝染病の未然防止の啓発や発生時における拡大防止に向けた防疫作業等の実施・支援を行います。

③ 農作物の病虫害防除の支援

水稻病虫害の発生を未然に防止し、良質米の安定生産を促進するため、病虫害の集団共同防除等の実施・支援を行います。

④ 有害鳥獣対策の推進

農産物の有害鳥獣（タヌキ、ハクビシン、アライグマ）による被害から未然に防止するため、被害状況の調査と捕獲駆除を実施します。

◆ 事務事業

| | |
|-------------|---|
| 農業災害対策事業 | ● 農業災害の被害状況の調査・取りまとめ |
| 家畜防疫対策事業 | ● 家畜伝染病防止の啓発および防疫作業の統括 |
| 水稻病虫害防虫防除事業 | ● 集団共同防除作業の実施経費の補助 ● 集団共同防除に向けた取組の支援 |
| 有害鳥獣対策事業 | ● 有害鳥獣被害の調査・捕獲駆除 |

◆ 実施地域

| | 北部 | 中央 | 南部 | 手賀沼周辺 |
|-------------|----|----|----|-------|
| 農業災害対策事業 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 家畜防疫対策事業 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 水稻病虫害防虫防除事業 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 有害鳥獣対策事業 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

◆ 施策目標

| | H26 | H31 |
|------------|-----|-----|
| 家畜伝染病の発生件数 | － | 0件 |

(3) 住民の農業理解の促進

① 農地の多様な利用の推進

都市にあり、担い手が農業経営のために利用しない農地の有効利用を促進するため、農地の機能を活用した多様な利用を推進し、住民の農業理解の促進を図ります。

② 農ある街づくりの推進

市街化区域において、都市住民に、農業体験をはじめとした農業と触れ合う機会を提供し、暮らしの中で、農業や農産物がもたらす癒し、実りの豊かさを実感することのできる街づくりを推進します。

③ 学校と連携した食育の推進

住民の農業に対する理解の促進や日本型食生活の普及を図り、農業の理解者となる市民の育成と産農産物の消費拡大を図るため、学校等と連携した食育の展開に向けた検討を行います。

◆ 事務事業

| | |
|------------------|---|
| 農地・農業理解促進事業（新規⑤） | ● モデル地区における住民、農業者等による検討、事業実施体制の整備 |
| 農ある街づくり推進事業 | ● 北部地域、高柳地区で検討している農業と都市の共存、農業交流の推進活動を支援 |
| 体験農業支援事業 | ● 食育の場や、農繁期の労働力となる市民の確保・育成に向けた研修ほ場としての利用方策の検討 |

◆ 実施地域

| | 北部 | 中央 | 南部 | 手賀沼周辺 |
|-------------|------|------|------|-------|
| 農地・農業理解促進事業 | 実施 | 重点地区 | 重点地区 | 実施 |
| 農ある街づくり推進事業 | 重点地区 | 実施 | 重点地区 | 実施 |
| 体験農業支援事業 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

◆ 施策目標

| | H26 | H31 |
|--------------------|-----|-----|
| 農地農業理解促進事業実施地区 | — | 1地区 |
| 市民の産農産物への理解度の向上の割合 | — | 70% |

4 消費者への販売促進

(1) 柏産農産物の購入機会の拡大

① 市内における購入の場の拡大

市民や柏市への来訪者の柏産農産物の購入を拡大するため、農産物直売イベント、市内の小売店におけるインショップ※等の取組を支援します。また、駅前等、人が集まる立地において拠点的農産物直売機能の確保に向けた支援や検討を行います。

② 生産者と事業者の交流機会の拡大

生産者と事業者の交流機会を拡大し、市内の飲食店、小売店、食品製造業者等における柏産農産物の利用や販売促進を行う取組、季節の食材をテーマとしたイベントなどの取組を支援します。

柏産農産物を市内の事業者に効率的に提供する流通システムの整備に向け、農産物の集荷対策も含め、関係者とともに検討に取り組みます。

◆ 事務事業

| | |
|-------------------|---|
| 地産地消推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市内における柏産農産物の購入機会の拡大に向けた検討、直売イベント等の支援 |
| 地域流通システム検討事業（新規⑥） | <ul style="list-style-type: none"> ● 流通システムの整備に向けた関係者との検討 ● 流通システムの試行的取組の実施 |

◆ 実施地域

| | 北部 | 中央 | 南部 | 手賀沼周辺 |
|--------------|----|----|----|-------|
| 地産地消推進事業 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 地域流通システム検討事業 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

◆ 施策目標

| | H26 | H31 |
|-------------------|-----|-----|
| 地域流通システムの整備・自走可 | － | 1件 |
| 柏産農産物を選択購買する市民の割合 | － | 50% |

(2) 交流機能の充実

① あげぼの山農業公園の充実

あげぼの山農業公園について、指定管理者との連携の下、施設の維持、管理及び運営を行います。

地域の農業や生産者との結びつきを強化し、集客力の向上と地元農業の活性化につながる展開に向け、地域の生産者有志の検討組織を整備し、機能強化に向けた整備やあげぼの山農業公園と地元農家との連携方策を検討します。

② 道の駅しょうなんの充実

道の駅しょうなんについて、指定管理者との連携の下、施設の維持、管理及び運営を行います。

集客力を高め、道の駅しょうなんを核とした手賀沼周辺地域のアグリビジネスを創出することを目的に、機能向上に向けた検討を行います。

◆ 事務事業

| | |
|--------------------------|---|
| あげぼの山農業公園整備事業（新規⑦） | <ul style="list-style-type: none"> ● 指定管理者と効果的な農業振興に向けた施設の維持管理、運営等の検討 ● 生産者有志の検討組織の整備、検討の実施 |
| 都市農業センター管理運営事業（道の駅しょうなん） | <ul style="list-style-type: none"> ● 指定管理者と効果的な農業振興に向けた施設の維持管理、運営等の検討 ● 指定管理者や関係団体等との機能向上に向けた検討 |

◆ 実施地域

| | 北部 | 中央 | 南部 | 手賀沼周辺 |
|----------------|----|----|----|-------|
| あげぼの山農業公園整備事業 | 実施 | - | - | - |
| 都市農業センター管理運営事業 | - | - | - | 実施 |

◆ 施策目標

| | H26 | H31 |
|------------------------|-------|-------|
| あげぼの山農業公園における地元農産物の消費額 | - | 3億円 |
| 道の駅しょうなんの来場者数 | 100万人 | 150万人 |

(3) 農業の情報発信

① 柏市農業ポータルサイトの整備

直売所や農業体験農園、庭先直売を行う生産者等、市内の農業資源や、柏産農産物を取り扱う小売店、飲食店等への集客を強化し、市民・消費者における柏市の農業資源や農産物、生産者の認知度を高めることを目的に、柏市の農業情報を総合的に発信するポータルサイトを整備します。

② 安全・安心な農産物のPR

市民や柏市への来訪者を対象に、柏産農産物の消費拡大を目的に、農産物直売所、柏産農産物を取り扱う市内の飲食店等の事業者と連携し、安全・安心な農産物の情報発信や生産者の顔が見える柏産農産物をPRする販売促進を積極的に展開します。

◆ 事務事業

| | |
|--------------------|--|
| 農業ポータルサイト整備事業（新規⑧） | <ul style="list-style-type: none"> ● 農業ポータルサイトの整備 ● 農業施設、生産者のポータルサイトへの登録促進 |
| 食の安全・安心対策推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 安全・安心な柏産農産物の情報発信や販売促進キャンペーンの実施の支援 |

◆ 実施地域

| | 北部 | 中央 | 南部 | 手賀沼周辺 |
|---------------|----|----|----|-------|
| 農業ポータルサイト整備事業 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 食の安全・安心対策推進事業 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

◆ 施策目標

| | H26 | H31 |
|-----------------------|-----|------|
| ポータルサイト登録生産者 | — | 50名 |
| ポータルサイト登録事業者 | — | 100名 |
| 柏産農産物を選択購買する市民の割合（再掲） | — | 50% |

5 バイヤーへの販売促進

(1) 産地化の推進

① 食品事業者と連携した産地化の推進

かぶ、ねぎ、ほうれんそう等、全国的な需要に対応した共同販売作物の販路開拓、ブランド化を目的に、農産物の契約取引を志向する生産者組織、グループと食品事業者のバイヤーとの情報交換や契約取引の創出に向けた支援を行います。

◆ 事務事業

| | |
|-----------------------|--|
| 柏農産物産地強化 支援事業（新規⑨） | <ul style="list-style-type: none"> ● 生産者組織・グループへの支援方策の検討 ● 生産者組織・グループの契約取引に向けた支援 |
|-----------------------|--|

◆ 事務地域

| | 北部 | 中央 | 南部 | 手賀沼周辺 |
|--------------|----|----|----|-------|
| 柏農産物産地強化支援事業 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

◆ 施策目標

| | H26 | H31 |
|----------------------------|-----|-----|
| 事業を活用して契約取引に取り組む生産者組織・グループ | － | 5件 |

第5章 重点事業及び新規事業の展開イメージ

第5章 重点プロジェクト及び新規事業の展開イメージ

1 重点プロジェクト

重点プロジェクトは、柏市の農業振興に向けて、複数の事業を効果的に組み合わせ、集中的に押し進める事業です。

本計画期間の平成 27～31 年度は、以下の5つを重点プロジェクトとし、担い手の確保、生産性の向上、販路構築、生産環境の維持といった、柏市の農業の根本的な課題への対応を図ります。

重点プロジェクト一覧

1 手賀沼アグリビジネスパーク事業の推進（道の駅の機能向上）

農業を主体とした観光・レクリエーション振興を目指して、道の駅をエントランス（入口）として、手賀沼周辺地域の地域資源とのネットワークを形成することにより、都市農村交流モデル地域を創出します。

◆ 関連事業

| 主な事業 | 重点プロジェクトとの関連性 |
|-----------------|---------------------------|
| 農業振興地域管理・運営事業 | 優良農地の維持と農地機能の調整 |
| 担い手育成総合支援事業 | 道の駅しようなんにおける担い手育成機能整備の検討 |
| 手賀沼アグリビジネスパーク事業 | アグリビジネス創出に向けた手賀沼協議会における検討 |
| 体験農業支援事業 | 手賀沼周辺地域における農業体験農園等の取組促進 |
| 6次産業化支援事業 | 手賀沼周辺地域における6次産業化の促進 |
| 農商工連携促進事業 | 手賀沼周辺地域の生産者における農商工連携の促進 |
| 農業ポータルサイト整備事業 | 手賀沼周辺地域の情報発信・インフォメーションの強化 |

2 農地流動化の推進

優良農地を確保し、優良農地の流動化を加速・推進し、農業経営の規模拡大と農業生産の効率化を促進します。

◆ 関連事業

| 主な事業 | 重点プロジェクトとの関連性 |
|--------------|----------------------------|
| 農地中間管理事業 | 農地中間管理事業による農地流動化、面的集積の推進 |
| 利用権設定促進事業 | 出し手への制度周知、利用権設定による農地流動化の推進 |
| 農地的集積モデル地区事業 | モデル地区における検討体制整備、面的集積の推進 |
| 耕作放棄地対策事業 | 耕作放棄地の再生、再生した農地の担い手への集積 |

3 後継者・新規就農者の育成

将来の柏市農業を担う農業後継者・新規就農者の育成と農業経営の安定、新たな農業経営のチャレンジを支援します。

◆ 関連事業

| 主な事業 | 重点プロジェクトとの関連性 |
|-----------------|--------------------------|
| 担い手育成総合支援事業 | 就農相談から地域農業への定着までの一貫した支援 |
| 手賀沼アグリビジネスパーク事業 | 後継者・新規就農者の手賀沼協議会への参加 |
| 経営改善フォローアップ事業 | 後継者・新規就農者への経営改善に向けた情報提供等 |
| 柏産農産物産地強化事業 | 後継者・新規就農者の契約取引の促進 |

4 食品産業と連携した共販作物のブランド化

食品事業者と生産者組織の交流・連携の機会を積極的に確保し、マーケットインの農業生産（消費者や食品事業者のニーズに基づく品質、価格、量、時期の農産物を生産する）を拡大し、農産物のブランド化を促進します。

◆ 関連事業

| 主な事業 | 重点プロジェクトとの関連性 |
|-----------------|--------------------------|
| 手賀沼アグリビジネスパーク事業 | 道の駅しようなんにおける商談機能整備の検討 |
| 農商工連携促進事業 | 生産者と食品事業者の連携による商品化、ブランド化 |
| 柏産農産物産地強化事業 | かぶ、ねぎ、ほうれんそう等の契約取引、ブランド化 |

5 柏農業の支え手（市民・消費者）の育成

市民と農家が交流する機会、市民が農業に触れる機会を創出し、柏産農産物（地場農産物）の良さを理解して購入する市民、市街地における農業の理解者となる市民を増やし、柏農業の支え手を確保します。

◆ 関連事業

| 主な事業 | 重点プロジェクトとの関連性 |
|---------------|----------------------------|
| 体験農業支援事業 | 体験農業を活用した柏農業の支え手の育成 |
| 農地・農業理解促進事業 | 農地・農業の住環境への貢献を理解し、高める取組の推進 |
| 農ある街づくりの推進 | 農業と都市の共存、農業交流活動の推進 |
| 地産地消推進事業 | 農家ツアー等の市民が農業を理解する機会の創出 |
| 農業ポータルサイト整備事業 | 市民・消費者への農業情報の総合的な発信 |

重点プロジェクト② 農地流動化の推進

優良農地を確保し、優良農地の流動化を加速・推進し、農業経営の規模拡大と農業生産の効率化を促進します。

既存の取組

農業振興地域管理運営事業

農業生産のために利用する農用地等は、農用地区域として適切に管理

農地法

農地法3条による農地貸借

利用権設定等促進事業

利用権による農地貸借

水田農業構造対策事業

集団転作への支援

上記と合せて下記の取り組みを推進

新たな取組

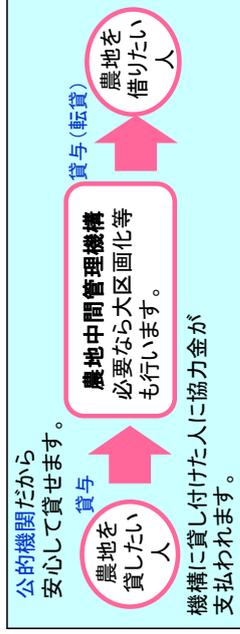
面的集積モデル地区事業

- 農地の面的集積のモデル的な取組を推進します。



農地中間管理事業

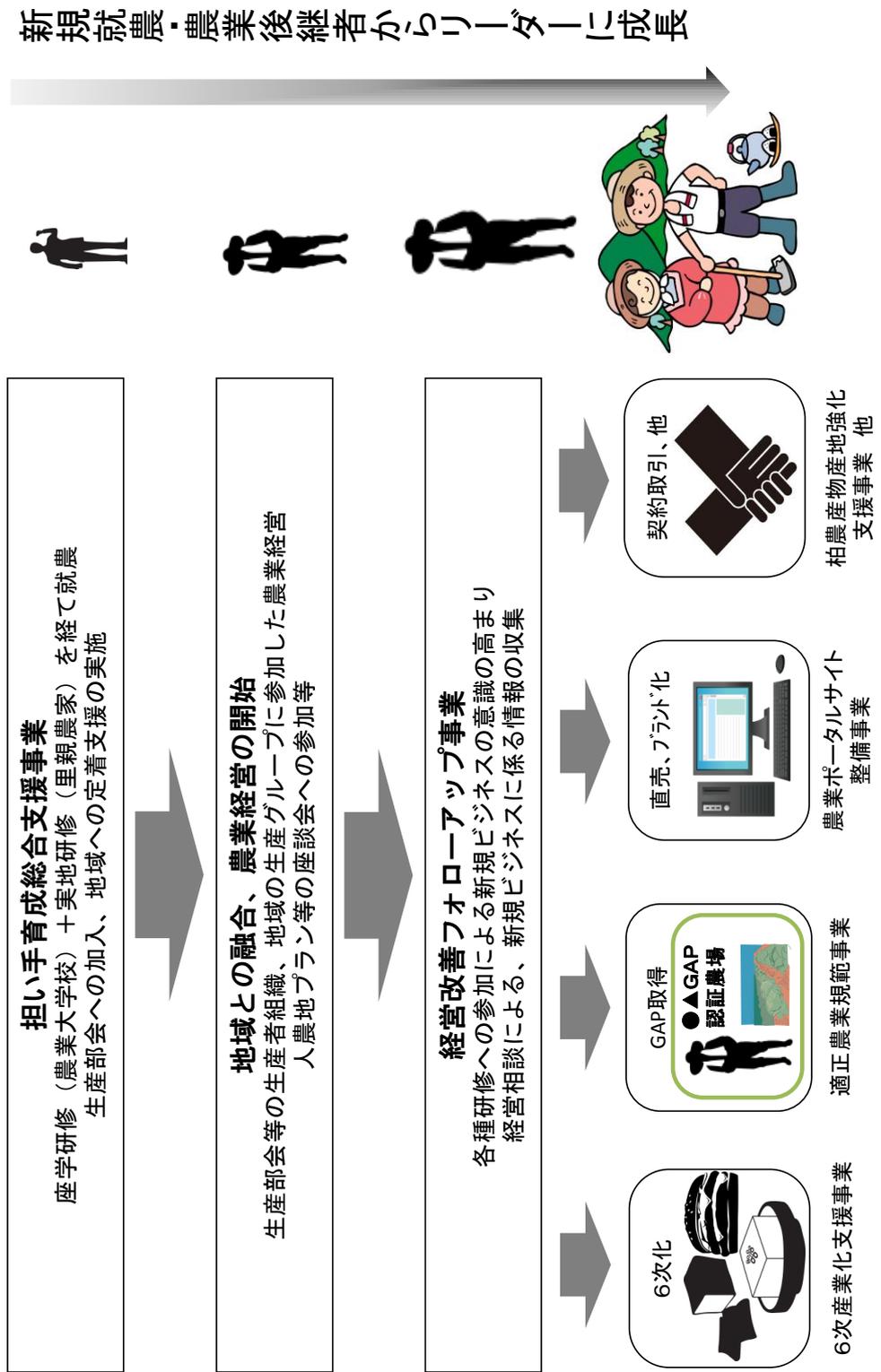
- 事業を活用し、人・農地プランの中心となる経営体への農地集積を推進します。



農地流動化を加速・推進

重点プロジェクト③ 後継者・新規就農者の育成

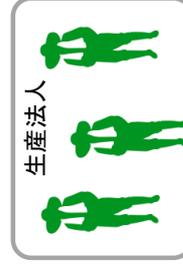
将来の柏市農業を担う農業後継者・新規就農者の育成と農業経営の安定、新たな農業経営のチャレンジを支援します。



重点プロジェクト④ 食品産業と連携した共販作物のブランド化

食品事業者と生産者組織の交流・連携の機会を積極的に確保し、マーケットインの農業生産（消費者や食品事業者のニーズに基づく品質、価格、量、時期の農産物を生産する）を拡大し、農産物のブランド化を促進します。

生産者組織



食品事業者(ニーズ)と生産者(技術・知識)の コミュニケーション、連携により、共販作物をブランド化



食品事業者



関連事業

- 手賀沼アグリ
ビジネスパーク事業
商談会場、テスト
キッチン整備の検討
- 適正農業規範事業
GAPの取得支援等
- アグリコミュニケーション柏
食メッセかしわ等
- 柏農産物産地強化
支援事業
契約取引創出の支援
- 農工商連携事業
農工商連携の推進

重点プロジェクト⑤ 柏農業を支持する市民消費者の育成

市民と農家が交流する機会、市民が農業に触れる機会を創出し、柏産農産物（地場農産物）の良さを理解して購入する市民、市街地における農業の理解者となる市民を増やし、柏農業の支え手を確保します。

体験農業支援事業

- 農業体験農園の開設
- 収穫体験の実施
- 市民農業労働力の育成



農地・農業理解促進事業

- 食育活動、学校教育との連携
- 生産者と市民の交流
- 生産者と市民の共同作業



農ある街づくり推進事業

- 住民との共同による農ある街づくりの推進



地産地消推進事業

- 農家ツアー、地産地消イベント等、市民が柏の農産物、農業と触れ合う機会の確保



農業ポータルサイト整備事業

- 柏市の農家・農業情報をまとめて紹介するホームページの整備、情報発信



柏農業を支持する市民消費者の育成



柏市都市農業活性化計画新規事業①

～農地的集積モデル地区事業～

● 背景

- 水田
 - ・ 法人やライセンサーなど水田の担い手は、生産面積を拡大していますが、耕地は点在しています。
 - ・ 米(主食用)への交付金の減少、米価の低迷など、収入減につながる状況が続いています。
- 米や水田転作物の生産効率アップに向け、農地を耕作者毎にまとめることが必要です。
- 畑地
 - ・ 後継者の不足から、基盤整備された優良な畑地が、大規模に耕作放棄される恐れがあります。
 - ・ 一方、優良な畑地を求める新規就農者や中心経営体もあります。
 - ・ 後継者が不在の優良な畑地帯において、担い手への集積を集中して進めることが必要です。

● 概要

- ・ 水田地域、畑地帯それぞれについて、農地集積を希望する担い手、農業委員等によるモデル地区検討組織を設立します。
- ・ 各担い手のモデル地区における既存の耕地を踏まえ、担い手別に集積するエリアを話し合い、合意を形成します。
- ・ モデル地区の農地所有者に対し、農地集積の協力要請を行い、担い手への面的集積を進めます。



● スケジュール

| 年度(計画期間) | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
|-----------------|----|----|----|----|----|
| モデル地区の確定 | ↑ | | | | |
| 検討、合意形成 | | ↑ | | | |
| 地権者への周知、面的集積の推進 | | | | | ↑ |

● 成果

| 計画期間目標値 | H26 | H31 |
|----------------|-----|-----|
| 中心となる経営体の集積面積率 | 28% | 50% |
| 水田モデル地区面的集積進展 | 0地区 | 1地区 |
| 畑地モデル地区面的集積進展 | 0地区 | 1地区 |

柏市都市農業活性化計画新規事業②

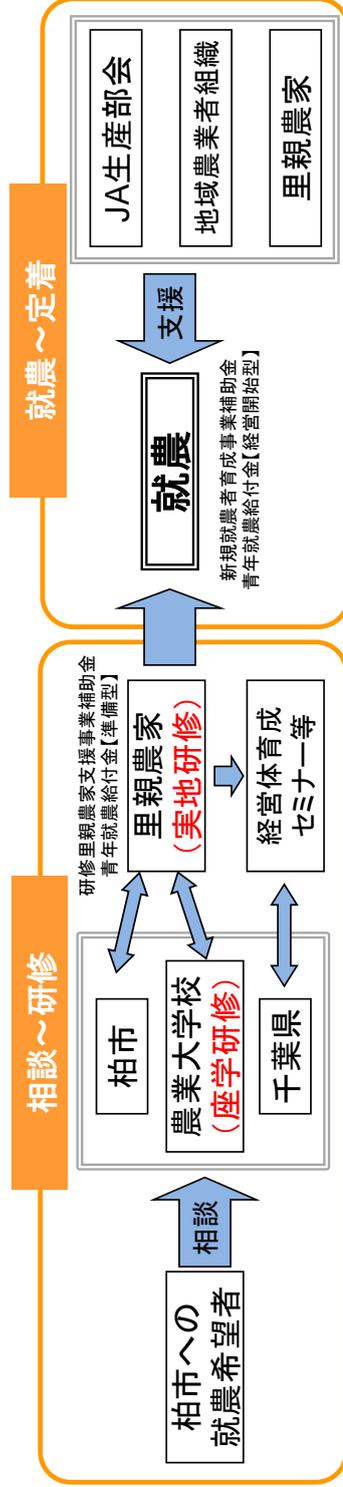
～担い手育成総合支援事業～

● 背景

- ・ 柏市農業及び農地の将来を担う人材の確保・育成を進める必要があります。
- ・ 農業後継者及び新規就農希望者の就農に向けた研修・支援体制を関係機関とともに構築する必要があります。
- ・ 現在、10名の新規就農希望者が、研修を受けており、今後、これら人材の定着を確実に進める必要があります。
- ・ 定着に向けては、行政の支援とともに、経験豊かな農業者や地域等との協力体制を構築する必要があります。

● 概要

- ・ 後継者や新規就農希望者の就農相談にあたっては、市・千葉県（東葛飾農業事務所）・千葉県立農業大学校と連携し、情報の一元化を図ります。
- ・ 就農研修機関として、実地研修先である里親農家と協力し、就農に向けた必要研修計画等を策定し、柏市農業の担い手（認定就農者）を育成します。【研修里親農家支援事業補助金】【青年就農給付金事業準備型】
- ・ 市内で独立就農した際には、就農開始時に必要な経費の支援を図り、就農後の経営の安定化と農業の定着を図ります。【新規就農者育成事業補助金】【青年就農給付金経営開始型】
- ・ 就農後の経営を支えるため、JA等の生産部会や地域農業者組織等と協力し、人材の育成と定着を図ります。



● スケジュール

| 年度(計画期間) | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
|--------------|----|----|----|----|----|
| 研修受入態勢の検討 | ↑ | | | | |
| 担い手の育成・研修・就農 | | | | | ↑ |

● 成果

| 計画期間目標値 | H26 | H31 |
|----------|-----|-----|
| 認定就農者の増加 | 4人 | 10人 |
| 里親農家数の増加 | 10人 | 20人 |

柏市都市農業活性化計画新規事業③

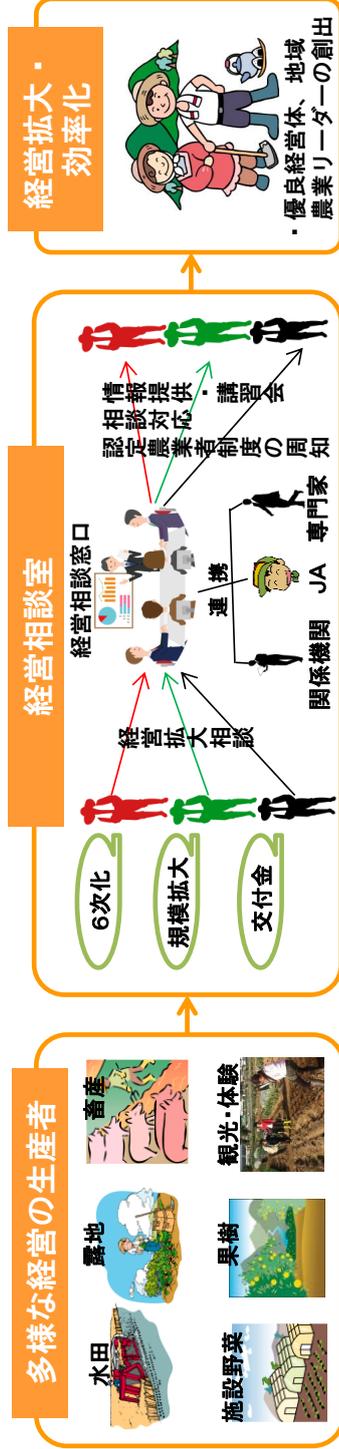
～経営改善フォローアップ事業～

● 背景

- ・ 農業後継者、認定農業者、新規就農者等、経営拡大を志向する人材を育成するためには、個々の農業経営の実情、方向性に沿った支援を一層、強化する必要があります。
- ・ 認定農業者が減少傾向にあります。認定後の経営改善計画の達成状況を把握できていません。

● 概要

- ・ 柏市農政課に、経営拡大を志向する生産者・生産者組織を対象とした経営相談窓口の開設を検討します。
- ・ 経営相談窓口は、農地集積、販路構築、生産方式の改善、設備投資等に係る交付金の導入等、農業経営全般の相談への対応や情報提供を行います。また、認定農業者を対象に、経営改善に係る講習会を行います。
- ・ 農政課内部で対応が困難な相談、農協、農業委員会等の関係機関や専門家の協力を得て、対応します。
- ・ 認定農業者制度を周知し、認定農業者を増加します。また、経営改善計画の達成状況を把握します。



● スケジュール

| 年度(計画期間) | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
|-------------|----|----|----|----|----|
| 農業経営相談窓口の開設 | | | | | |
| 相談の開始 | | | | | |

● 成果

| 計画期間目標値 | H26 | H31 |
|---------------------|-----|-----|
| 相談を契機に経営拡大に取り組む生産者数 | 0人 | 3人 |
| 新規の家族協定締結農家数 | — | 10件 |
| 認定農業者の数 | 106 | 150 |
| 認定農業者の所得目標達成率 | — | 50% |

～適正農業規範（農業生産工程管理）推進事業～

● 背景

- 安全・安心な農産物の産地として確実性、信頼性を高めるため、農業生産の全工程について、法例等に基づく正確な実施、記録、点検、評価を持続的に行うGAPが注目されています。
- 農産物の販売方法として、契約取引が拡大していますが、取引に際し、GAPが重視される状況があります。
- 農業生産工程の継続的管理に基づく改善により、品質改善やコスト削減等の経営面の効果も期待されています。
- こうした中、多くの生産者が、GAPの手法をはじめとした、農業生産の工程管理に取り組むことが求められています。

● 概要

- 農薬の適正使用と工程管理について、GAPを参考とした取組の促進に向け、専門家による講習会の開催等を支援します。
- 契約取引に取り組む出荷団体等を対象としたGAP導入支援の在り方を検討し、支援を行います。



● スケジュール

| 年度(計画期間) | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
|---------------|----|----|----|----|----|
| 事業実施方法の検討 | ↑ | | | | |
| GAP導入、講習会開催支援 | | | | | ↑ |

● 成果

| 計画期間目標値 | H26 | H31 |
|-----------------------------|-----|-----|
| GAP手法を参考とした農業の工程管理に取り組む生産者数 | — | 50人 |
| 新たにGAPを導入する出荷団体 | 0 | 2団体 |

柏市都市農業活性化計画新規事業⑤

～農地・農業理解促進事業～

● 背景

- ・ 人口の増加や環境の変化、時代の流れとともに、農作業の土ほこりや作業音、農薬の散布、など、農業生産に不可欠な作業が行いにくくなっています。農地へのごみの投機もある状況です。
- ・ 都市化が進む中で、農業を維持、拡大していくため、生活面における農業・農地の利点について、住民の正しい理解を深めていく必要があります。

● 概要

- ・ 生活環境に貢献する農地・農業の利点について、住民の理解を促進する地域の取組を農業者・住民と一緒にを行います。
- ・ 周辺の住環境に配慮するための農作業の改善方法を検討する取組を支援します。
- ・ 都市の農地を活用した食育、即売イベント等、都市の生産者と住民が交流する機会を確保します。



● スケジュール

| 年度(計画期間) | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
|--------------|----|----|----|----|----|
| 事業内容・取組地区の検討 | ↑ | | | | |
| 事業の推進 | | | ↑ | | |

● 成果

| 計画期間目標値 | H26 | H31 |
|-------------------|-----|-----|
| 事業実施地区 | — | 1地区 |
| 市民の柏農業への理解度の向上の割合 | — | 70% |

柏市都市農業活性化計画新規事業⑥

～地域流通システム検討事業～

● 背景

- ・ 大消費地である柏市は、飲食店、食品製造業者、小売店など、市内の事業者による農産物の需要があります。
- ・ 食メッセかしわにより、生産者と事業者の個別の取引が生まれている状況がありますが、物流、代金精算、需給調整等を効率的に行うことが、市内事業者の需要を対象とした生産・流通の拡大に向けた課題となっています。

● 概要

- ・ 市内の事業者に農産物を販売する生産者・生産団体、市内農産物を取り扱う事業者、卸売市場関係者、農協等による検討組織を整備します。
- ・ 検討組織において、市内事業者への農産物の供給を効率的に行い、参加者、供給量を拡大する方法を検討します。
- ・ 検討組織有志、その他関係者による流通システムの実証的な取組を支援し、販売手数料等の収入により、5年以内の自走可を目指します。



● スケジュール

| 年度(計画期間) | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
|---------------|----|----|----|----|----|
| 検討組織の整備、検討の推進 | | ↑ | | | |
| 流通システムの試行 | | | | ↑ | |
| 流通システムの自走可 | | | | | ↑ |

● 成果

| 計画期間目標値 | H26 | H31 |
|-------------------|-----|-----|
| 流通システムの整備・自走可 | 0 | 1 |
| 柏産農産物を選択購買する市民の割合 | — | 50% |

～あけぼの山農業公園整備事業～ 【農業振興に向けた機能の確保策の検討事業】

● 背景

- ・ あけぼの山農業公園は、四季の花が魅力となり、年間50万人を集客する北部地域最大の交流施設です。
- ・ 公園には、飲食、売店等の機能がありますが、地域農産物の活用など、農業との結びつきが薄く、地元農業の活性化につながる展開が求められています。
- ・ 花の開花時期等の交通渋滞等から、農作業に支障をきたす状況もあり、改善が求められています。

● 概要

- ・ 認定農業者、農業後継者、新規就農者、農家女性等、農業有志の検討組織を整備し、農業活性化につながる公園機能、地域の直売所や収穫体験農園との連携方法、農業者の役割等について、検討を行います。また、交通アクセスの改善に向けた、道路、公共交通の在り方を検討します。
- ・ 検討結果は、市と指定管理者等との定例会議に提言します。(定例会議において実現に向けた検討を行います。)
- ・ 整備に期間を要する機能は、既存施設の簡易改修等による取組も検討します。



● スケジュール

| 年度(計画期間) | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
|---------------|----|----|----|----|----|
| 検討体制の整備、検討の推進 | ↑ | | | | |
| あけぼの山公園の整備推進 | | | | | ↑ |

● 成果

| 計画期間目標値 | H26 | H31 |
|------------------------|-----|-----|
| あけぼの山農業公園における地元農産物の消費額 | - | 3億円 |

柏市都市農業活性化計画新規事業⑧

～農業ポータルサイト整備事業～

● 背景

- ・ 柏市では、庭先直売や収穫体験等、生産者自身が消費者に販売する農業経営が多く行われています。また、市内産の農産物を食材として活用する飲食店が数多くあります。
- ・ これらの農業経営や飲食店等は、PRすることにより、市内産農産物の消費拡大につながることで、個別の取組ではPR力に限りがあることから、市がマップ等の広告物の作成を行ってきました。
- ・ 現在は、主に紙媒体によるPRを行っています。生産者、事業者の情報の更新や、より多くの消費者等へのPRを行うため、効率的な方法が求められています。

● 概要

- ・ 直売や生産者、飲食店等の事業者を一まとめにし、PRするための農業ポータルサイトを整備します。
- ・ ポータルサイトは、生産者、事業者の希望登録制とします。
- ・ ポータルサイトの運営コストを賄うための資金確保方を検討します。



● スケジュール

| 年度(計画期間) | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
|--------------|----|----|----|----|----|
| 情報収集、整備方法の検討 | ↑ | | | | |
| ポータルサイトの整備 | | ↑ | | | |
| ポータルサイトの更新 | | | | | ↑ |

● 成果

| 計画期間目標値 | H26 | H31 |
|-----------------------|-----|------|
| ポータルサイト登録生産者 | 0名 | 50名 |
| ポータルサイト登録事業者 | 0名 | 100名 |
| 柏産農産物を選択購買する市民の割合(再掲) | — | 50% |

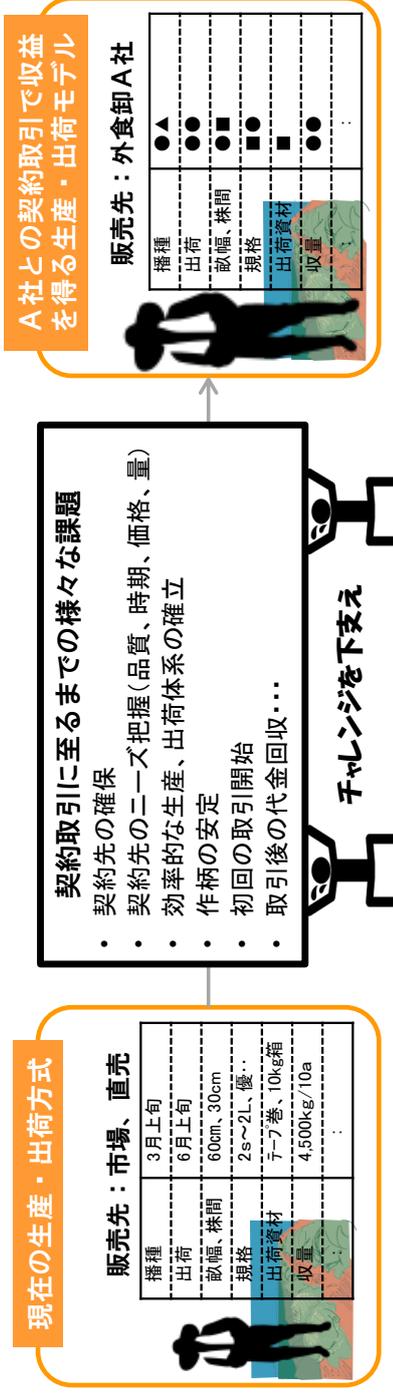
～柏農産物産地強化支援事業～

● 背景

- ・ 市内では、農産物の販売先として、契約取引を志向する生産者があります。
- ・ 量販店、外食事業者、食品製造業者や農産物集出荷業者においても、契約産地を模索する状況があります。
- ・ 契約取引に取り組む上では、契約先の求める品質、量、出荷時期等のニーズに対応しつつ、収益を確保するための生産・出荷方式への転換が課題となります。
- ・ こうした中、契約取引を志向する生産者の直面する課題への対応を支援することが求められています。

● 概要

- ・ 新たに契約取引に取り組むことを希望する生産者グループを対象に、事業者とのマッチングサポート、作柄の安定までの支援など、契約取引の開始に向けたリスクの軽減、課題への対応を支援する事業を展開します。



● スケジュール

| 年度(計画期間) | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
|-----------------|----|----|----|----|----|
| 事業内容の検討 | ↑ | | | | |
| 生産者グループの募集 | | ↑ | | | |
| 事業による生産者グループの支援 | | | | | ↑ |

● 成果

| 計画期間目標値 | H26 | H31 |
|------------------------|-----|-----|
| 事業を契機に契約取引に取り組む生産者グループ | — | 5件 |

資料編

参考 用語集

| | |
|------------------------|--|
| インショップ | スーパー等に設置されている地元農産物の販売コーナーを意味します。 |
| 受け手 | 生産面積を拡大するため、農地の賃借、購入を希望する農業者を意味します。 |
| 柏市農業振興地域整備計画 | 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農地や農業用施設用地など、農業のために利用する土地を農用地区域等として定めます。また、農道や水路等の農業生産基盤の整備や農業振興に関する施設等の整備方針も定めます。 |
| 柏市第五次総合計画 | 柏市の街づくりの最上位の計画です。産業振興、生活環境整備、保健・医療・福祉、教育等の全行政分野に関する整備、推進方策を定めます。 |
| GAP | Good Agricultural Practice の略称。農産物の生産において、食品安全性や品質確保、環境負荷低減を目的に、適切な生産方式を示す手引きとその手引きを実践する取組。 |
| 里親農家 | 新規就農希望者の実地研修先となる生産者を意味します。 |
| 専業農家 | 世帯員の中に兼業従事者が 1 人もいない農家。 |
| 第 1 種兼業農家 | 世帯員の中に兼業従事者が 1 人以上おり、かつ農業所得の方が兼業所得よりも多い農家。 |
| 第 2 種兼業農家 | 世帯員の中に兼業従事者が 1 人以上おり、かつ兼業所得の方が農業所得よりも多い農家。 |
| 出し手 | 高齢化等により、生産規模の縮小や離農により、農地の貸与・売却を希望する土地所有者を意味します。 |
| 認定農業者 | 農業経営基盤強化促進法に基づき、市が認定する農業者。経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、柏市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に照らして適切であり、その計画の達成される見込みが確実で、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合する農業者として、柏市が認定する農業者。認定農業者には、スーパーL・S資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業、農業者年金の保険料助成等の各種施策が重点的に実施される。 |
| 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 | 認定農業者や新規就農者の確保、育成に関する目標として、営農類型や経営指標、生産面積等の目標値を定めます。 |
| 農業就業人口 | 自営農業のみに従事した者、又は、自営農業以外の仕事に従事していても年間の労働日数でみて自営農業が多い者。 |

| | |
|------------|---|
| 農地中間管理機構 | 分散した農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう貸し付けを行う法人。必要に応じて、農地の大区画化等の利用条件の改善も行う。都道府県単位に設置された。 |
| 人・農地プラン | 地域の中心となる経営体を定めると共に、地域の中心となる経営体への農地集積に関する具体的な計画を定めます。柏市では、市内を4ブロックに分けてプランを策定しています。 |
| プライベートブランド | 通常の製造者が定めるブランドではなく、販売者が定めるブランドを意味します。 |
| 6次産業化 | 農業などの第1次産業が、食品加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）までを主体的に行うこと。第1次産業が、食品加工、流通・販売により生じる付加価値を得ることを目的とした取組。 |

■都市農業振興審議会委員名簿

| | 所 属 | 役 職 | 氏 名 |
|----|-------------|---------|--------|
| 1 | 柏市農業委員会 | 会長 | 相模 農夫男 |
| 2 | ちば東葛農業協同組合 | 理事 | 染谷 憲司 |
| 3 | 市川市農業協同組合 | 柏地区統括理事 | 米村 渉 |
| 4 | 東葛ふたば農業協同組合 | 第一区理事 | 木村 宏可 |
| 5 | 東葛ふたば農業協同組合 | 第二区理事 | 坂巻 正彦 |
| 6 | 東葛ふたば農業協同組合 | 第七区理事 | 大山 秀夫 |
| 7 | 東葛飾農業事務所 | 企画振興課長 | 宇都宮 康 |
| 8 | 利根土地改良区 | 理事長 | 鈴木 利男 |
| 9 | 手賀沼土地改良区 | 理事長 | 阿曾 亮一 |
| 10 | 柏農業青年会議 | 会長 | 日暮 悟 |
| 11 | 沼南農事研究会 | 会長 | 広瀬 学 |
| 12 | 柏市農業女性連合会 | 会長 | 相田 てる子 |

発行／柏市

〒277-8505 千葉県柏市柏5丁目10番1号

電話：04-7167-1111（代表） FAX：04-7163-3728

E-mail：nosei@city.kashiwa.lg.jp

編集／柏市 経済産業部 農政課 調査／(株)流通研究所